

令和4年度第5回多良木町議会(3月定例会議)

招 集 年 月 日	令和5年3月7日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和5年3月7日		午前10時00分	
開 閉 宣 告	散	会	令和5年3月7日		午後3時53分	
応招（不応招） 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	高橋 裕子	7	○	源嶋 たまみ
	2	○	中村 正徳	8	○	豊永 好人
	3	○	林田 俊策	9	○	久保田 武治
	4	○	坂口 幸法	10	○	宇佐 信行
	5	○	村山 昇	11	○	猪原 清
	6	○	魚住 憲一	12	○	落合 健治
会議録署名議員	4番	坂口 幸法		11番	猪原 清	
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	浅川 英司		議 事 参 事	山本 美和	
説明のため出席 した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名		
	町 長	吉瀬 浩一郎		生涯学習課長		
	副 町 長	塚 本 健		生涯学習課	椎 葉 直宏	
	教 育 長	佐藤 邦壽		住民ほけん課長	岡本 雅博	
	会 計 管 理 者	木下 孝二		住民ほけん課		
	総 務 課 長	仲川 広人		福祉課長	新堀 英治	
	総 務 課			福祉課		
	企画観光課長	林田 浩之		建設課長	林田 裕一	
	企画観光課			建設課		
	危機管理防災課長	椎 葉 純		農林整備課長	水田 寛明	
	危機管理防災課			農林整備課		
	税 務 課 長	東 健 一 郎		産業振興課長	小林 昭洋	
	農委事務局長	小 田 章 一		産業振興課		

会 議 に 付 し た 事 件

議案第45号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
議案第46号	人吉球磨広域行政組合格約の一部変更について
議案第47号	多良木町立多良木学園の指定管理者の指定期間の変更について
議案第48号	令和3年度林道槻木南線5号箇所（令和2年災）災害復旧工事請負変更契約の締結について
議案第49号	多良木町有林林地分収林変更契約の締結について
議案第50号	多良木町有林林地分収林変更契約の締結について
議案第51号	多良木町有林林地分収林変更契約の締結について
議案第52号	多良木町有林林地分収林変更契約の締結について
議案第53号	多良木町有林林地分収林変更契約の締結について
議案第54号	久米財産区有林林地分収林変更契約の締結について
議案第55号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第56号	多良木町個人情報保護に関する法律施行条例を定めることについて
議案第57号	多良木町情報公開条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第58号	多良木町社会福祉振興基金条例等を廃止する等の条例を定めることについて
議案第59号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて
議案第60号	多良木町国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第61号	令和4年度多良木町一般会計補正予算（第6号）
議案第62号	令和4年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
議案第63号	令和4年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）
議案第64号	令和4年度久米財産区特別会計補正予算（第1号）
議案第65号	令和4年度多良木町上水道事業会計補正予算（第1号）
議案第66号	令和4年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第67号	令和4年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第68号	令和4年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第69号	令和5年度多良木町一般会計予算
議案第70号	令和5年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
議案第71号	令和5年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
議案第72号	令和5年度久米財産区特別会計予算

議案第73号	令和5年度多良木町上水道事業会計予算
議案第74号	令和5年度多良木町下水道事業特別会計予算
議案第75号	令和5年度多良木町介護保険特別会計予算
議案第76号	令和5年度多良木町後期高齢者医療特別会計予算

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしましたしております。

なお、説明員の生涯学習課長、黒木庄一朗さんから欠席届が出ております。そのほかは全員出席でございます。

ただいまから、令和 4 年度第 5 回多良木町議会(3 月定例会議)を開きます。

これから本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告を求めます。

5 番村山昇さん。

○5 番(村山昇君) おはようございます。議会運営委員長の報告をいたします。

令和 5 年 3 月 1 日及び本日 3 月 7 日、委員会室におきまして、議会運営委員会を開催し、付議事件について執行部の説明を求め、令和 4 年度第 5 回多良木町議会(3 月定例会議)の会期、議事日程及び議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項等について、審議をいたしました。

会議日程については、本日 3 月 7 日から 3 月 16 日までとし、議事日程につきましては、会議日程及び議事日程表のとおりといたします。

本日、日程第 4、議案第 45 号及び日程第 5、議案第 46 号の審議・採決をお願いいたします。日程第 6、議案第 47 号から日程第 35、議案第 76 号につきましては、本日説明のみとし、3 月 14 日に審議・採決をお願いいたします。

3 月 15 日及び 16 日は一般質問を行います。今回、4 名の方より通告がっております。通告書のと通りの順番で行いますが、本日の町長施政方針に対する質問と両方される場合は、一般質問の後に引き続き施政方針に対する質問を行っていただきます。この場合の質問時間は、両方合わせて 120 分となっております。施政方針に対する質問のみの場合は、一般質問者 4 名の後に提出順に質問することにいたします。

請願・陳情につきましては、今回、2 件の提出がございましたが、配付しております議員配布一覧表のとおり、2 件とも議員配付といたしました。

3 月 16 日、議会最終日の 2 件の人事案件につきましては、投票による表決といたします。また、議員発議 4 議案の審議・採決も、議会最終日をお願いいたします。

本定例会議の運営につきましても、新型コロナウイルス感染予防の観点から、議場への出席者のマスク着用を議長が許可しております。発言する際も、マスク着用のままお願いいたします。傍聴者の方へもマスクの着用をお願いするとともに、一定の間隔をとっての着席をお願いし、十分な換気と執行部説明員以外の職員の出席を必要最小限といたしております。

また、本定例会議においても、議案説明及びそれらに対する質疑への答弁に関する執行部対応につきましては、スムーズな議事運営の観点から、議員同様、自席での対応とすることといたしました。

以上、慎重審議いたしましたので報告をいたします。

なお、詳細について不明な点は、私か事務局長にお尋ねください。

以上で報告を終わります。

○議長(高橋裕子さん) それでは、会議日程及び議事日程につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおりとし、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、配付しておきました日程表のとおり議事を進めてまいります。

日程第1 「会議録署名議員の指名について」

○議長（高橋裕子さん） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。多良木町議会会議規則第126条の規定により、4番坂口幸法さん、11番猪原清さんの両名を指名いたします。

日程第2 「諸般の報告及び行政報告」

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第2、諸般の報告及び行政報告を行います。

議長としての報告事項は、配付しております報告書のとおりでございます。詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたします。

私からの報告は以上で終わります。

なお、配付しておりますとおり多良木町監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和4年度11月分、12月分及び1月分の例月出納検査の結果報告書が議会に提出されておりますので、報告いたします。

次に、一部事務組合等の報告をお願いいたします。

公立多良木病院企業団、9番久保田武治さん。

○9番（久保田 武治君） それでは球磨郡公立多良木病院企業団定例会の報告をいたします。

令和5年第1回の定例会は3月3日、会期を1日として開会をされました。

一般質問が2件、議案が17件、規約の一部変更、あるいは定年延長に関する条例改正等、それから個人情報保護施行条例に関する条例、それから令和4年度補正予算、そして予算関係の5件、これを慎重に審議をいたしまして、全議案いずれも原案どおりに可決をされております。

そこで本町に関わる分についてのみ報告をいたします。

まず議案の第13号の令和5年度予算に関してなんですが、これ公立多良木病院企業団病院事業、老人福祉施設事業及び総合健診センター事業会計予算についてですが、収益につきましては、総額の47億9,172万2,000円、費用は総額47億5,966万円、損益3,206万2,000円の純利益を見込んでおります。病院事業では、令和4年度実績を踏まえて、1日平均入院患者数153人、外来患者数410人。健診事業では、年延受診者数2万3,814人となっております。

資本的収入については、企業債、町村負担金、補助金等で総額7億4,707万2,000円、資本的支出では設備整備改修工事としての継続費、器械備品購入費などの建設改良費、企業債償還金、投資等で総額13億586万8,200円が計上されております。

次に包括支援センターにつきましては、予算総額が6,112万1,000円となっております、多良木町、湯前町、水上村からの町村負担金、一部管理費等が計上されております。

次に、病院事業の病児・病後児保育事業の特別会計予算につきましては、総額1,712万6,000円、年間利用者数見込が490人となっております、自己負担、あるいは町村負担金等が計上されております。

次に17号の槻木診療所特別会計予算につきましては、予算総額が2,641万7,000円、年間延患者数見込が357人となっております、多良木町からの負担金650万円が計上されておる。

なお一般質問では私、久保田がコロナ対応の現況と対策、マイナンバー保険証について、物価高騰の影響について。湯前の選出の遠坂議員が、病院事務の活性化について質問をいたしております。

以上簡単ですが、公立多良木病院企業団議会の報告を終わります。

○議長（高橋裕子さん） 次に、人吉球磨広域行政組合、6番魚住憲一さん。

○6番（魚住憲一君） 皆さん、おはようございます。人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告をいたします。

令和4年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、令和4年12月23日開催されました。

日程第1、議案第17号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更については、執行部の補足説明を受けた後、質疑・採決を行い、原案のとおり可決されました。

日程第2、委員会の閉会中の継続審査について。

以上、令和4年第4回人吉球磨広域行政組合定例会の会議結果について報告いたします。

令和5年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会令和5年2月24日に開催されました。

日程第1、会議録署名議員の指名。日程第2、会期の決定。会期は2月24日に開会し、3月27日を閉会とする32日間とし、2月25日から3月26日までを休会とすることに決定いたしました。

日程第3、行政報告では、理事会における審議等について報告がありました。議案第1号及び議案第4号から議案第7号までの5件については執行部の補足説明を受けた後、質疑・採決を行い、原案のとおり可決されました。

閉会日となる3月27日の議事日程については、最初に一般質問を行い、次に議案第2号、議案第3号、議案第8号、議案第9号の4件について執行部の補足説明の後、質疑・採決を行い、最後に委員会の閉会中の継続審査を諮り閉会することとし、定例会の1日目を散会いたしました。

以上、令和5年第1回人吉球磨広域行政組合定例会の会議結果について報告いたします。

終わりです。

○議長（高橋裕子さん） 次に、上球磨消防組合、11番猪原清さん。

○11番（猪原清君） おはようございます。それでは令和5年第1回上球磨消防組合議会定例会報告を行います。

日程第1、会議録署名議員の指名に続き会期の決定、会期は令和5年2月28日の1日に決定しました。

日程第3、行政報告。中嶽組合長より行政報告。詳細につきましては後日報告されるということですので。

日程第4、議案第1号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部改定について慎重審議の結果、全会一致で原案のとおり可決し、日程第5、議案第2号から日程第15、議案第12号、条例の改正、一部改正を含む議案について慎重審議の結果、各号とも全会一致のとおり可決しました。

日程第6、議案第13号、令和5年度上球磨消防組合一般会計予算につきましても、執行部の説明があり、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

日程第17、一般質問。通告者1名で多良木町選出、私が消防本部の広域連携について、職員の健康管理について、消防機器の管理と点検の状況について、交通事故を初めとする各種事故防止対策の徹底について質問を行い、組合長、高島消防長からの答弁をいただきました。

午後0時1分に閉会しております。

以上、上球磨消防組合議会令和5年度第1回定例会議の結果を報告いたしました。

以上です。

○議長（高橋裕子さん） これで諸般の報告を終わります。

次に、去る2月22日、熊本県町村議会議長会定期総会において、中村正徳議員が熊本県町村議会議長会より、町村議会の議長及び副議長として7年以上の在職者として表彰されましたので、報告いたします。

ここで表彰状の伝達のため、暫時休憩いたします。

(午前 10 時 18 分休憩)

(午前 10 時 24 分開議)

○議長（高橋裕子さん） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、町長から行政報告の申出がっておりますので、これを許可します。

町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） それでは、行政報告を申し上げたいと思いますが、その前に、ただいま表彰を受けられました中村議員にはですね、本当に長い間ご指導いただきまして、本当にありがとうございました。心から感謝申し上げたいと思います。

町長の行政報告ですが、私が 12 月定例会議以後に出席いたしました主な行事等につきましては、24 ページから 26 ページまでデータで配付をさせていただいております。町長の行政報告という文書に記載しておりますので、議員各位におかれましては、その旨確認いただければというふうに思っております。

それからこの場をお借りして、私の方から議会の皆様におわびを申し上げます。

現在、多良木町立多良木学園の指定管理を社会福祉法人つつじヶ丘学園様にお願いをしているわけですが、先の議会での指定管理期間に関しましてご質問に対しまして、私の方から指定管理の期間は令和 5 年 3 月 31 日までになりますというふうにお答えしておりますので、今回、指定管理の指定管理期間の変更を議題として上げさせていただいておりますので、このことは本会議場で指定管理の期間は令和 5 年の 3 月 31 日までとなりますというふうに私の答弁をしておりましたので、このことと相矛盾することになりますので、この答弁に関しまして、ここで改めてですね、議会の皆さんに深くおわびを申し上げたいと思います。

大変申し訳ありませんでした。

よろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 次に、教育長から行政報告の申出がっておりますが、配付しております報告書のとおりということでございます。詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたしますということでございます。

ここで、町長から施政方針に関する発言の申出がおりますので、これを許可します。

町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） それでは、施政方針を申し述べさせていただきますが、実は、大変申し訳ありません、3 か所訂正の部分がございまして、これはその訂正の箇所を読んだときにですね、改めて訂正をさせていただきたいと思います。

なおこれは、本日の施政方針が終わった後に、事務局の方で訂正をさせていただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。

それでは令和 5 年度施政方針ということで、本日は議長初め議員各位におかれましては、令和 5 年 3 月会議の冒頭におきまして、令和 5 年度の施政方針を述べさせていただく機会をいただきましたことに心より、衷心より感謝申し上げます。

令和 3 年 5 月 10 日より、新型コロナウイルス感染症ワクチンの集団接種を始めまして以来、この約 2 年間は、職員とともに連日ワクチン接種をはじめとした感染症への対応に明け暮れた感があります。

感染症の拡大により会議はことごとく「書面決議」や「オンライン会議」となり、年度ごとに行われておりました各種団体の「総会」も「卒業式」「入学式」「体育祭」「学習発表会」などの学校行事も「4 地区の体育祭」「神社の例大祭」などの地区ごとの集まりも一部自粛されまして、会合が開催されても「短時間」のうえ「人員制限」がなされ「会食を伴う交流会」は中止となりました。対話もパーティー越しの対話となり、役場と住民の皆さんとの対話の機会も激減し、住民の皆さんとのコミュニケーションの場が途絶えてしまった

状態が約2年間続きました。

昨年の12月に計画をいたしておりました「行政座談会」も第8波の到来で実現をできませんでした。私たちにとりましてこの約2年間は、感染症拡大による「地域における文化の停滞の時代」として忘れられない時代となりました。

これまで、県内の感染者が53万人を超え、高齢者の皆さん方を中心に1,300人ほどが亡くなっております。行政の役割は、災害や感染症から住民の皆さんの生命を守ることが責務の第一に挙げられます。油断できない状況ではありますが、第8波も収束に向かっておりますので注意を怠らず、気を緩めることなく、しかし徐々にもとの経済の循環を取り戻していかなければならないと考えております。

ウクライナ侵攻のあおりを受け、国内でもガソリン・食料品・日用品などの物価全般が軒並み高騰しております。町内のさまざまな業種がその影響を受けておられますが、とりわけ、農家の方々におかれては、飼料、肥料、農薬、燃油などの価格が急上昇しており厳しい経営状況が続いております。

畜産業においては家畜飼料の高騰をはじめ、子牛セリ価格の下落により経営状況が悪化した畜産農家も多くおられたと聞いております。また、施設園芸農家におかれても、ハウスの加温用の重油等が高騰したことにより、生産コストが急上昇し、厳しい経営を余儀なくされております。

令和4年度は感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、多額の援助を実施することで、農業経営の継続を図ってまいりました。今後も、国・県からの財源を駆使し、肥料・農薬、農業資材の高騰に対応した必要な措置を講じてまいりたいと思います。

また、担い手対策の課題としましては、農業者の高齢化や担い手不足による地域農業の維持も喫緊の課題であり、持続可能な地域農業の実現には、多くの皆様の力が必要不可欠と考えておりますので、皆さまのご意見を伺いながら、地域農業の再生に努力をしてまいります。

令和5年度は、農地利用の将来像を描くための議論を深めていくスタートの年と位置づけており、認定農業者や広域農業法人、新規就農者への支援も引き続き行ってまいります。そのほか、多様な担い手の育成も同時に視野に入れながら、農地集積や明確な営農意欲と展望を持った農業者への支援策の拡充を図る必要があると考えているところです。

昨年、長野県小諸市で開催されました「第24回米・食味分析鑑定コンクール国際大会の都道府県・海外地域お米選手権大会」で多良木町の方が金賞を受賞されたことは特筆されるべき事象であったと思います。この取り組みは、最終的に多良木町の他の農産物にも良い影響を与え、地域経済を高揚させるといった波及効果につながられるよう、令和5年度も国際大会の最高峰「国際総合部門での金賞」を目指していただき、横展開の一環として「九州のお米食味コンクール大会」を本町に誘致し、11月に開催する予定です。本大会を通じ、地域全体で米ブランド化を盛り上げ、「米どころ多良木町」の名を地域のみならず広く知らしめる機会とし、さらなるブランド化の推進を目指していきます。

また、農業振興に係る感染症対応地方創生臨時交付金事業では、これまで、スマート農業機械の導入に伴う補助事業を実施し、農業用ドローンやスマート田植機の導入を支援する広域農業法人スマート農業機械導入支援事業を行い、広域農業法人を支援してまいりました。

畜産農家に対しましては、飼料価格高騰に対する支援として、農家の経営規模に応じて段階的に家畜飼料及び酪農飼料高騰特別対策支援事業として多額の支援金を交付してまいりました。さらに、燃油を使い加温を行う施設園芸農家に対しては、使用した燃油の購入実績に基づく支援及び保温効果を高める被覆材購入費用の一部を補助する施設園芸燃油高騰特別対策支援事業としての支援金を交付いたしております。

感染症の拡大は、商工業の皆さまにおかれては特に飲食業を中心としてその影響が大きく、これまで感染症による影響で事業収入が減少した町内の商工業者全般、個人事業主、小規模

事業者の事業継続を支援してまいりました。

感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、感染防止のための活動自粛に伴う家計負担や地域経済への影響を鑑み、家計を支援するとともに、地域における消費を喚起し、多くの町民の皆さんが事業者の方々を応援することにより、地域経済の一層の振興を図ることを目的とし、多良木町暮らし応援券事業として商工業振興策を実施してまいりました。

また、感染症の流行により業績が悪化し、経営に支障をきたしている町内の対面接客を伴う店舗等での感染防止対策を促し、経費のうち、感染防止に有効と考えられる設備の導入及び消耗品の購入等に係るものなど、事業者の事業継続を支援することを目的として、感染防止設備導入等補助金を交付してまいりました。今後とも商工業者の皆さまを支えるべく努力してまいります。

政府は、2020年10月にカーボンニュートラルの実現を2050年までに目指すことを宣言しました。その意味で、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化するとともに、水を涵養しヒトに必要な酸素を作り、それを放出し、二酸化炭素を吸収する広大な緑のダムであります森林をはぐくみ育てていただく林業従事者の皆さん方は、時代の要請に沿った、まさに今の時代になくてはならない重要な役割を担っていただいております。そのような誇りと使命感をもって日々仕事に精励していただきたいと思っております。

令和4年度に農林整備課が行いました主たる事業は、まずは、令和2年7月豪雨災の災害復旧工事の入札をと計画しておりましたが、台風14号による新規災害に加え森林の拡大崩壊により、予定しておりました入札を中止せざるを得ず、発注工事の一部は一時的な中止を余儀なくされ、結果として、令和4年台風14号災、林道災害10本を、すいません、発注するにとどまっておりますというのを、これは私が間違っておりますので、そこを林道災害10本が発生しました。10本が発生しましたというところに変えさせていただきたいと思っております。

また、主伐地の架線集材を試験的に開始するとともに、引き続き、森林経営管理制度への取り組みといたしまして、民有林において管理が難しい森林を市町村と森林所有者間で委託契約を締結し、町により施業を行う制度への取り組みを行っております。

また、多良木町森林管理協議会運営により、森林環境譲与税を活用した新規補助事業として、すみませんこどもちよっと誤っております。林地残材、ですね。でのというのを省いていただきたいと思っております。林地残材、作業道補修及び学校用木製建具の作成を行いました。

農地整備におきましては、昨年度に続き、第二多良木地区水利施設の保全高度化事業及び鮎之瀬地区水利施設等保全高度化事業の測量設計が進んでおります。また、令和2年7月豪雨災の災害復旧工事が未発注となっており、こちらは県河川工事発注時に同時発注の予定となっております。台風14号災においては槻木地区の農地災害及び鮎之瀬堰の施設災害が、これはここが3ヶ所目の誤りなんですが、施設災害を発注というふうに書いておりますけどもまだ農水省の査定が終わっただけでまだ発注はしておりませんので、災害が発生いたしておりますに申し訳ありませんが訂正させていただきたいと思っております。今後、積み残しの事業についても早急に対応していかなければなりません。

学校教育係では多良木中学校移転改築事業のさらなる推進に力を注ぎました。多良木高校跡地に建設が始まりました多良木中学校校舎は、長さ約90メートル、横幅約30メートル、2階建ての校舎が建設中です。

現在、体育館も1階、2階ともに外装を整え、見違えるような体育館となりました。プールにも水が張られ、大変美しい姿を見せております。本館から見渡すグラウンドとともに、すばらしい景観となる予感を感じさせるものとなっております。多良木町の将来を託すべき前途洋々たる子どもたちの学ぶ場所であり、これからの多良木町を支えていく若い力、町の未来を思考し困難に立ち向かっていく子どもたちが育つ場所として令和5年度中に整備され

る予定です。多良木中学校の新しい校舎が、私たちの前にその姿を表し、事業の完了の瞬間が少しずつ近づいてまいりましたことを、議会の皆さまとともに大いなる喜びとして共有いたしたいと思います。

また、感染症対策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で、全学校に二酸化炭素濃度測定器の設置並びに小学校施設における水道蛇口の自動水栓化を行っております。

また IT 人材育成事業に関する協定を締結した DeNA によるプログラミング事業やキャリア教育を全学校において実施を開始しました。この事業は本年度 3 年目を迎え、令和 5 年度は「たらぎ財団」から学校教育係が引き継ぐ形で実施を継続してまいります。地元紙で何度か報道されておりましたが、熊本大学教育学部並びに熊本大学附属小・中学校とは、継続して研究協定を締結しておりますので、本年度も教師のスキルアップと授業内容の改善等に取り組み、多良木町の教育指導体制の充実を図り、全教科の水準を上げてまいります。

議会の皆さまのご理解をいただきながら、これまで小学 6 年生、中学 2 年生を対象としたオンライン英会話を実施してまいりましたが、昨年より新たに中学 1 年生も対象とし、小学校から中学校に至る継続した学びを実践してきました。この目的は、プログラミング教育と英語力の習熟に力を注ぐことにより、都市部の子どもたちとの地域間格差を埋めることを目標としております。議会の皆さまと住民の皆さまの教育に対する理解が、子どもたちの成長につながりますように、今後とも子どもたちの英語力の強化を図ってまいりたいと思います。

社会教育の事業といたしましては、体育協会活動、生涯学習講座、文化協会活動、青少年育成会議、スポーツ推進委員活動、人権教育、読書感想文コンクールなど、例年通り多くの事業を行ってまいりましたが、一昨年、開催が予定されておりました奥球磨 4 町村主催の「第 1 回奥球磨駅伝競争大会」が多良木町庁舎前をスタート・ゴール地点として開催され、陸上競技界で大きな話題となりました。箱根の覇者「青山学院大学」及び箱根の準優勝校「順天堂大学」をはじめ、「佐久長聖高校」「西脇工業高校」など駅伝の常連校が名を連ね、秋の奥球磨路を疾走しました。

また、3 年ぶりに開催されました「第 70 回球磨一周駅伝大会」及び「第 9 回奥球磨ロードレース大会」は沿道で多くの皆さんに応援をいただき、大盛況のうちに終了し、次回大会への期待が膨らみました。本年も、個々の事業のレベルアップを図りながら、住民の皆さんの「体力」と「智力」の向上に努めてまいります。

感染症の影響により、人々の行動様式・生活様式・はたらき方は変化し、旅行者の意識も大きく変わりつつあります。その影響を多大に向けた観光業は、これまでの状況に戻ることは難しいでしょう。そこで、アフターコロナに向けた重要なキーワードとして捉えられているのが、SDGs を意識した「持続可能な観光」という概念です。この「持続可能な観光」の概念での旅行者は、最近の旅行業の調査で「異文化理解と文化遺産の保護」「旅先で本物の文化を体験したい」という意識が高いということが特徴付けられています。また慌ただしく旅をするのではなく、ワークライフバランスを意識したゆっくりとした時間の流れの中で地域の自然や文化に触れる、旅行者にとっても地域においても「量」から「質」へ転換した、サステナブルな旅へのサービスが求められるようです。

多良木町の場合、昨年 RKK の「水曜だけど土曜の番組」で放映され話題になりましたブルートレインや妙見野の展望公園、多良木相良氏関連遺跡群の国史跡指定を目指しております文化財が良い例です。多良木町の観光事業の指標の一つは、ブルートレインの宿泊客数を伸ばすことです。多良木町に滞在していただき多良木町を知っていただくことが重要です。令和 4 年度の宿泊実績は、ようやくピーク時の 7 割まで回復しました。前町長から引継ぎましたブルートレイン車両そのものは、その希少価値から時間が経てば経つほど価値が高まります。これも価値の再編成ですし、それに魅了される観光客が多いのも事実です。これを「長

期滞在」へとつなげることが重要で、今後もブルートレインへの宿泊数を伸ばす施策を展開してまいります。

また、サステイナブルな旅で重要な「本物の文化体験」とは、まさに青蓮寺や東光寺をはじめとする歴史文化遺産です。そこで求められるのが「本物の価値」を創出することです。幸いにも多良木町にはその可能性を大いに秘めている歴史文化の蓄積があります。令和3年度から始まりました多良木相良氏関連遺跡群の国史跡指定へ目指す事業は、令和4年度の発掘調査でようやく歴史的価値を説明するに足る素材を獲得しました。多良木相良氏関連遺跡群の中には、武家文化発祥の地「鎌倉」に残された史跡以外では多良木町の史跡にしか現存しない貴重な遺跡も確認されており、東国から国東半島を経て多良木に居を構えた御家人の出自を示すものとして遠江との深いつながりを裏付けるものです。令和5年度はその成果をまとめることとなります。多少時間はかかると思いますが、このような「本物の価値」を持つ歴史文化を適切に保全するとともに観光事業へと昇華させる施策を継続して推進してまいります。

企画の部門におきましては、感染症対応地方創生臨時交付金に関する各課 38 件の事業を取りまとめ企画観光課において国に申請するという形をとらせていただきました。主な事業につきましては、生活応援臨時給付金事業、保健センター換気空調システム整備事業、商品高度化事業、マイナンバーカード申請・交付事業、災害時の避難者用トイレ整備事業、施設園芸燃油高騰特別対策事業、デジタル田園都市国家構想交付金事業などに取り組み、令和5年度も引き続き国の交付金を活用し課題解決に注力してまいります。

防災に関します取組といたしましては、昨年度に引き続き「地区防災計画作成」研修会を行い、未作成の8行政区を完了し、全47行政区全てでの「地区防災計画」の完了を目指します。昨年度は、防災士の皆さんと地域のリーダーの方々約70名の参加を得て、総務省消防庁より講師を派遣いただき「自主防災組織等リーダー育成支援事業研修会」を行いました。多良木町では消防団員としての経験のある防災のリーダー・指導者として、防災士の皆さんの活躍に大変お世話になっており、大いに期待を寄せておりますが、本年度の会員の方々を増やすべく防災士の資格取得に係る助成を予算化いたします。令和5年度も引き続き各種の研修に力を入れていきたいと思っております。

住民の皆さんの高齢化が進んでおりますことから、よりスムーズな避難移動を可能とするため感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、町内最大の指定避難所となっております町民体育館の玄関入り口を全スロープ化し、町民体育館敷地内に女性の視点を加えた避難用の備蓄倉庫を新たに設置しました。

また、宇宙ランドとブルートレインの間にあります芝生の部分に、地震などの災害発生時に家屋内では危険を伴う場合の車中泊を想定し、それに対応できるようシャワー室を備えた防災トイレを整備いたします。生活様式の変化に伴い避難所もそれぞれに対応すべく、和式でありました町民体育館と武道館のトイレを洋式化いたしました。さらに黒肥地地区の避難所となっております黒肥地小学校体育館横にマンホールトイレを整備します。

2年前の7月豪雨と昨年の14号台風時に見られましたとおり球磨川沿いの浸水想定区域内にお住まいの住民の皆さん方に対しては、危険が迫る前に消防団員の皆さんによる「各戸訪問」を行い、早期の避難を促し、災害が起こる前に安全な場所へ移動することの重要性を周知します。令和5年度も、火災への備え、また6月の出水期への備え、二百十日を待たずに襲来する台風、トルコとシリアで起きた地震で約5万人を超える方々が亡くなりましたが、この地方には人吉球磨地方南縁断層もあり、南海トラフ地震など、これから想定されます予測不可能な災害から住民の皆さんの「安全を守る」という使命感を持ちながら国、県、自衛隊、警察署、消防組合、消防団などの関係各方面のご協力をいただき防災対策に努めたいと考えております。

町では主要主要地方道の改良、橋の架替、舗装打替工事、区画線修繕など、生活関連の各種工事を順を追って行っておりますが、本町とあさぎり町を結ぶ主要道であります「町道中島線改良工事」が大きく進捗をみました。この路線は交通量が多い割には単線で道路の幅も狭くカーブが多く見通しの悪い路線でしたので、交通安全対策の観点と、町の中心部への須恵、深田地区からの誘客も考慮し、2車線化、直線化への拡幅改良工事を行っており、令和7年度完成をめどに工事を進めております。

そのほか、通学道路となっております国道と久米地区を結ぶ主要道道路であります「町道口の坪覚井線改良工事」を行い、子どもたちが安全に通学できるよう拡幅改良工事を令和6年度の完成をめどに行っております。

そのほか、「町道小田線局部改良工事」「町道蓑田小林線改良工事」「町道迫田野添線改良工事」「馬門宮ヶ野線」及び「向原大豊町線」の舗装打替工事などを進めております。

このほか、県道の改良要望を行っており、平成31年度に3工区が完了以来、国・県ともに令和2年7月豪雨による災害対応に人と時間をとられ、その後の工事が進んでおりませんでした「県道人吉水上線」の1工区、里の城から脇地区ですね、の道路拡幅工事が開始されております。また「県道中河間多良木線」におきましては、地元の方々、県、町の3者で話し合い協議検討を行いながら、改良を行っております。

町営住宅の整備で、ただいま計画いたしておりますのは、令和5年度から令和8年度までの整備計画期間におきまして12戸の戸建て、1棟2世帯住宅等を整備する予定にしております。

また今後、省エネや政府の2050年カーボンニュートラル政策がいわれる中、電気料の高騰も重なり、家庭における断熱対策などのため、これまで好評をいただいております「住宅リフォーム事業」の補助枠を拡大し、住民の皆さんのニーズに応じていくことになりました。

一般財団法人たらぎまちづくり推進機構は、2020年10月に地域の持続性を高めていくための地域商社として設立され、様々な事業を展開してきました。令和4年度における人材育成事業では、株式会社DeNAと連携し、町内全ての小学校と中学校でDeNAの社員が子どもたちにプログラミングを使った授業を実施しています。

また、プログラミング教育の支援だけではなく、教職員へのIT支援や、子どもの職業感の醸成につながる講義を行っております。

また、今年の2月には小学生と中学生を対象とした「たらぎクリエイティブキャンプ2023」を計画し、子どもたちの創造性の発達や、プログラミングを使って子どもたちのアイデアを実現させるワークショップを行いました。子どもたちが地域をフィールドワークによって自分たちの視点で多良木町を考え、その考えたことがアイデアと発想につながる方法を学び、プログラミングを使ったデジタルものづくり体験を行います。

社会人向けには、事業をつくり起業するためのセミナーを実施し、起業家育成につながる取り組みを行い人材育成を図ります。多拠点居住サービスを全国で展開している株式会社ADDRESSと連携した事業では、ADDRESS会員によるイベントを開催し、自ら持つスキルなどを地域の人たちに伝授する仕組みを構築しています。この仕組みから関係人口を増やし、地域に関わる方々が人材育成につながるイベントを誘引していきます。

熊本県立大学と地域の子どもたちと一緒に地域の魅力を動画にし発信する事業を実施し、子どもたちのITスキルの向上を目指します。2021年8月に熊本県立大学、多良木町、たらぎ財団との3者で地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的に包括連携協定を締結しております。熊本県立大学の学生が多良木町を訪れ、フィールドワークをとおして地域の空き家事情を確認し、それらの空き家を利活用した地域への誘客を考えるワークショップを開催しました。

その他、一般社団法人熱意ある地方創生ベンチャー連合とタイアップし、「ワーケーション×キャリアアップ」をテーマに多良木町でドローンの資格取得を目的とした事業を実施しました。また、熊本市内の IT 企業と合同でゲームクリエイター講座とデザインクリエイター講座を実施し、地域の IT 人材育成を目指しています。

商品高度化事業では、休校中の宮ヶ野小学校を活用した加工事業を実施しており、シェフと共同開発したドレッシングやジビエ野菜スープの開発、都市部のレストランからドレッシングの製造業務の受託、地元農家の野菜を使った生姜シロップや佃煮の製造業務を受託するなど、地域内外からの商品製造を始めています。

加工事業以外では、シェフの技を動画で学べるミールキット付きオンライン料理学習サービスを実施しました。東京都青山にあるフレンチレストランのオーナーシェフに、多良木町のジビエ肉を活用したレシピを考案していただき実施しました。また、東京都青山にあるレストランで「たらぎふるさとレストラン」を開催。多良木町の食材を活用した1日限りの「限定ディナー」のコースを開発していただきました。翌日には、都市部のシェフや飲食店関係者を対象とした試食会を開催。多良木町からも農家や精肉店が上京し、シェフらと交流を行い自身の商品や多良木町を PR し、認知度の向上と地域資源の新たな販路開拓の機会とすることができました。

また、地域資源の一つであるお米に注目し、「旅するおむすび屋」という全国各地で活動する方を多良木町に招き、お米やその他の地域産品を SNS 等で情報発信し、PR 促進を図る事業を行う計画です。

その他、「秋のたらぎまつり」「冬のたらぎまつり」を実施し、たらぎ財団の駐車場を活用したマルシェを行っております。町内外の出店者の協力を得て開催しており、地域へのにぎわい創出につながっております。さらに、町外からマルシェに来てもらうことで、たらぎ財団の活動を広く内外に周知する目的も果たすことができました。

ふるさと納税事業では、全国の方々に多良木町を PR し、交流や関係人口を増大させることで、本町を応援していただきます。返礼品の開発を行い、今年度だけで200品目以上の返礼品を開発しました。また、ふるさと納税のポータルサイトも増やし、たくさんの方々に多良木町と多良木町の産品を知っていただくことに注力しています。

財団の活動は、その性格上、地道な活動が多く、見えにくい部分もあり、しかも、2年、3年といった短い期間での成果がなかなか見えにくい事業でもありますが、確実に点と点を結ぶ作業は徐々に成果をあげつつありますので、どうか住民の皆さまにおかれましては、財団の活動を温かい目で見守り育てていただきたいと思います。

マイナンバーカードの申請率・交付率ともに2月12日現在、県内自治体のトップとなりました。マイナンバーカードを利用した住民サービスの向上については総務省が強力に推進していますが、住民の皆さんのご協力で県下第一位となりました。このことは結果として交付税の算定に反映されると思いますので、住民の皆さんの生活全般にも良い影響が及ぶものと考えております。将来的には証明書の発行などを閉庁時でも証明書が発行できるような住民サービスへ一部移行できればと考えております。

またカードを持参し窓口で提示すれば申請書を書く作業がなくなり、よりスムーズな発行ができるような窓口での申請業務の簡素化を図ることも可能となりますので、順次そのようなシステムの構築を目指したいと思います。今後も、きめ細かな住民対応を行い、住民の皆さんがマイナンバーカードを使いこなすことができるよう普及に努めてまいります。

また、住民向け DX の先駆けとして一番身近な住民サービスである証明書発行業務を対象とし、住民の皆さんの事務手続き負担軽減と、コロナ禍での非接触型のサービスも併せて実現することを目的としております。このような住民サービスを実装することにより、デジタル社会における恩恵を全ての住民の皆さんが享受できるような住民サービスの実現を目指す

とともにマイナンバーカードの普及を促進してまいります。

平成8年11月に開館し26年が経過しております「えびすの湯」ですが、近年では毎年約4,000万円を超える赤字を出しながら苦しい経営を強いられております。「えびすの湯」に関しましては、昨年度の施政方針の中で「議会の皆さまの感じておられる危機感は執行部も共有しておりますので対策を考えてまいります」と申し上げておりました。事前に職員からなる「庁舎内検討会議」を組織し、数回の協議を経ながら、様々な意見を集約し、現在、諮問機関といたしまして「まちづくり推進委員会えびすの湯専門部会」で協議をいただいているところです。

「えびすの湯」は、冷たい水を電気で温めて使用しております関係から、光熱水費に莫大な経費がかかっております。これから先、さらに電気代の高騰が予想されますので、より一層厳しい経営環境が想定されます。

来館者も令和元年と令和3年を比較しますと、コロナ禍ということもあったと思いますが、1日で約100名ほどの来館者の減少がありました。入館者の減少に伴い、収入も減少しております。入館者の内訳を見ますと約半数が3か月券を利用されております。支出では人件費と光熱水費が約70%を占めております。

昨年の6月から7月にかけて住民の皆さんのご意見を伺うべく行いました「えびすの湯」に関するアンケートでは、以下のようなご意見をいただきました。「えびすの湯」を利用しない理由として「自宅に風呂があるから」という回答が一番多く、「経営安定のためには今後どうすればいいと思いますか」という問いには、現状維持、料金改定、営業時間の変更、統合というようなご意見が多かったようです。廃止というご意見が21%でした。今後、どう活用していくかについては、スポーツ施設、福祉施設、社会教育施設、複合施設という回答がありました。

5年平均の支出を入館者数で割りますと、3か月券を考慮に入れず、単純に一回お一人当たり720円をいただければペイするという結果が出ております。最後の設問として、何かご意見があればという項目に対する答えで一番多かったのは、町の中心にある施設なので経営が困難であるならば、他の施設との複合施設として、何らかの形で「存続してほしい」「集客の取り組み」「人件費の削減」などのご意見がありました。仮に、値上げにご協力いただいた場合として試算をいたしましたところ、例えば、大人500円、子どもと65歳以上250円、3か月券1万5,000円としたときに、約1,000万円ほど収支が改善いたしますが、それでも赤字額は約3,000万を超える額となります。

アンケートで様々なご意見をいただきました。これから「まちづくり推進委員会えびすの湯専門部会」で充分論議していただき、町はその結果を尊重しながら議会にご報告し、ご相談しながら今後の方針を探ってまいりたいと考えておりますので、ある程度、論議の方向が固まるまで、今しばらくお待ちいただきたいと思います。

以上、施政方針を述べさせていただきましたが、今後も職員と一体となり、住民の皆さまの付託にお答えすべく、「活きるちから」「育むちから」「想うちから」をつなぐ町づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き議員の皆さま方の温かいご指導を賜りますよう、よろしく願い申し上げ、施政方針の結びとさせていただきます。

令和5年度もどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） これで行政報告及び施政方針表明を終わります。

施政方針に対する質問がありましたら、明日、3月8日正午までに質問通告書を提出願います。

また、ただいま施政方針の文言の訂正と文書の差し替えの申出がありましたので、これを許可いたします。

暫時休憩いたします。

(午前 11 時 03 分休憩)

(午前 11 時 24 分開議)

日程第 3 「請願・陳情について」

○議長（高橋裕子さん） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 3、請願・陳情につきましては、議員配布一覧表のとおり、受付番号 315 の要望書及び受付番号 321 の陳情書について、議員配付といたしましたので報告いたします。

それではここで、町長の提案理由の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） それでは私の方から、令和 4 年度第 5 回多良木町議会（3 月定例会議）の提案理由をご説明いたします。

今回、審議をお願いいたします案件は、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更、それに人吉球磨広域行政組合規約の一部変更の同文議決が 2 件となります。

条例等の議案といたしまして、多良木町立多良木学園の指定管理者の指定期間の変更、令和 3 年度林道槻木南線 5 号箇所災害復旧工事請負変更契約の締結、それから多良木町有林及び久米財産区有林の林地分収林変更契約の締結の契約案件が合わせまして 8 件でございます。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正ほか、条例の制定及び改廃が 6 件でございます。令和 4 年度の補正予算が一般会計、特別会計合わせまして 8 件です。それから令和 5 年度の当初予算が一般会計、特別会計合わせまして 8 件でございます。

人事案件といたしまして、任期満了に伴います固定資産評価審査委員会委員及び教育長の選任同意が 2 件、以上全部で 34 件でございます。

詳細につきましては、担当課長の方からご説明をいたしますので、全議案ともご可決いただきますようお願いいたします。私からの提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 4 「議案第 45 号」 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（高橋裕子さん） 町長の提案理由の説明が終わりました。

それでは日程第 4、議案第 45 号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題といたします。

説明を求めます。仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案第 45 号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてご説明申し上げます。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、令和 5 年 6 月 30 日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更するものでございます。

内容につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、そちらの方をお願いいたします。

主な内容ですが、規約第 3 条第 10 号に規定する交通災害事務から玉名市が脱退することに伴う規約変更の同文議決でございます。

新旧対照表の中身といたしまして、改正前の別表第 2、組合の共同処理する事務の中の「玉名市、」を削るものでございます。

附則といたしまして第1項が施行期日で令和5年7月1日でございます。第2項で経過措置で、改正後の別表第2の規定は、規約の施行日以後に発生した交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用しまして、施行日前の交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（高橋裕子さん） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

日程第5 「議案第46号」 人吉球磨広域行政組合規約の一部変更について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第5、議案第46号、人吉球磨広域行政組合規約の一部変更についてを議題といたします。

説明を求めます。仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案第46号、人吉球磨広域行政組合規約の一部変更についてご説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和5年4月1日から人吉球磨広域行政組合を組織する構成市町村議会の組織に関して議員の定数等を変更するため、人吉球磨広域行政組合規約の一部を次のとおり変更するものでございます。

内容につきましては、議案説明資料の方でご説明いたしますので、そちらの方をお願いいたします。

主な内容につきましては、令和5年4月1日から組合議会議員数及び構成市町村から選出される議員数を変更することに伴う規約変更の同文議決でございます。

新旧対照表の内容につきましては、第5条の組合の議会の組織及び議員の選挙の方法の中の定数を30人から23人に。

また、構成市町村から選出される議員の数を人吉市8人から5人へ、錦町3人から2人へ、多良木町3人から2人へ、あさぎり町4人から2人へと改正するものです。

第8条、議決の特例第3項中ですが、（ただし、人吉市、錦町、多良木町及びあさぎり町以外の6町村の出席議員については、1人以上。）を削るものでございます。

附則といたしまして第1項が施行期日で令和5年4月1日です。第2項で議員の数に関する経過措置で、現に組合議員の職にある者の数が、改正後に規定する定数を超過しているときは、当該議員の任期中に限り、当該数をもって定数とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（高橋裕子さん） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。
したがって、議案第 46 号、人吉球磨広域行政組合規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。
これから上程します日程第 6、議案第 47 号から日程第 35、議案第 76 号までの議案については、本日は説明のみを行っていただき、8 日目の 3 月 14 日に審議・採決をお願いしたいと思います。
なお、これから先のタブレット運用はシェアモードで行っていきますので、よろしくお願いいたします。

日程第 6 「議案第 47 号」 多良木町立多良木学園の指定管理者の指定期間の変更 について

○議長(高橋裕子さん) それでは、日程第 6、議案第 47 号、多良木町立多良木学園の指定管理者の指定期間の変更について説明を求めます。
新堀福祉課長。

○福祉課長(新堀英治君) それでは、議案第 47 号、多良木町立多良木学園の指定管理者の指定期間の変更について。

下記のとおり多良木町立多良木学園の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

資料については準備しておりませんので、議案の方で説明させていただきたいと思っております。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地、名称 多良木町立多良木学園、所在地 多良木町大字黒肥地 6525 番地 38。2、指定管理者、名称 社会福祉法人つつじヶ丘学園、代表者 理事長 栗崎英雄、住所 熊本県球磨郡あさぎり町須恵字毛谷 4180 番地 1。3、指定期間の変更 令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までを、令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに変更するものでございます。4、指定の期間を変更したい理由 多良木町立多良木学園を民営化するに当たり、社会福祉法人つつじヶ丘学園との協議に期間を要するためでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 7 「議案第 48 号」 令和 3 年度林道槻木南線 5 号箇所(令和 2 年災)災害 復旧工事請負変更契約の締結について

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 7、議案第 48 号、令和 3 年度林道槻木南線 5 号箇所(令和 2 年災)災害復旧工事請負変更契約の締結について説明を求めます。
水田農林整備課長。

○農林整備課長(水田寛明君) それでは、議案第 48 号、令和 3 年度林道槻木南線 5 号箇所(令和 2 年災)災害復旧工事請負変更契約の締結についてご説明いたします。
当初請負契約については、令和 4 年 6 月 10 日第 1 回多良木町議会(6 月議会)において

議決を経ていたが、その後、工事内容の一部変更により増額すべき事由が生じたので、下記のとおり請負変更契約を締結するものでございます。

内容につきましては、議案の方を使って説明をさせていただきます。

1、契約の目的、変更前と同じ。令和3年度林道槻木南線5号箇所（令和2年災）災害復旧工事になります。

2、契約の方法、変更前と同じ。指名競争入札でございます。

3、契約の総額、一金1億6,344万1,764円也。内訳 当初請負契約金額、一金1億2,947万円也。請負変更契約金額、一金3,397万1,764円也。うち取引に係る消費税額、308万8,342円也。

4、契約の期間、令和4年6月13日から令和5年3月31日まで。

5、契約の相手方、変更前と同じ。株式会社川口建設でございます。

6、支出の科目、令和3年度繰越明許、款、災害復旧費、項、農林水産施設災害復旧費、目、林業用施設災害復旧費、節、工事請負費。令和4年度、款、災害復旧費、項、農林水産施設災害復旧費、目、林業用施設災害復旧費、節、工事請負費。

提案の理由といたしまして、本契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。よろしく申し上げます。

日程第8	「議案第49号」	多良木町有林林地分収林変更契約の締結について
日程第9	「議案第50号」	多良木町有林林地分収林変更契約の締結について
日程第10	「議案第51号」	多良木町有林林地分収林変更契約の締結について
日程第11	「議案第52号」	多良木町有林林地分収林変更契約の締結について
日程第12	「議案第53号」	多良木町有林林地分収林変更契約の締結について
日程第13	「議案第54号」	久米財産区有林林地分収林変更契約の締結について

○議長（高橋裕子さん） 次の日程第8、議案第49号、多良木町有林林地分収林変更契約の締結についてから、日程第13、議案第54号、久米財産区有林林地分収林変更契約の締結についてまでの6議案については、関連がありますので、多良木町議会会議規則第36条の規定によって、一括議題といたします。

説明を求めます。水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君） 議案第49号から54号まで、一括してご説明させていただきます。

多良木町有林、久米財産区有林林地分収林変更契約の締結についてご説明いたします。

国立研究開発法人森林研究・整備機構と設定した多良木町有林、久米財産区有林林地分収造林契約について、変更契約を締結したいので、承認を求めるものでございます。

説明につきましては、議案説明資料において説明をさせていただきます。

主な内容といたしまして、現在、国立研究開発法人森林研究・整備機構との分収林契約は2者契約であり、今回の変更契約により多良木町森林組合を造林者として入れ、3者契約とする。また、造林者の役割を町から切り離すことにより、安定的かつ効率的な森林整備を実現するとともに、町の労力を軽減していくものでございます。

内容につきましては、左の方から右の方へ読み上げさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議案番号49、団地名、高竹。契約地番、多良木町大字槻木字高竹506番外3筆。契約面積、154.64ヘクタール。契約期間、昭和36年11月16日から令和8年11月15日。契約年数、65年間。契約形態、2者契約。分収割合、所有者、造林者が多良木町で60%、費用

負担者が独立行政法人緑資源機構 40%。変更後の方が契約形態が 3 者契約。分取割合が所有者、多良木町が 50%、造林者、多良木町森林組合が 10%、費用負担者が国立研究開発法人森林研究・整備機構が 40%になります。

あとはもう読み上げをさせていただきます。萩の尾、多良木町大字槻木字市の俣 503 番外 2 筆。137. 21 ヘクタール。昭和 37 年 12 月 16 日から令和 114 年 12 月 15 日。170 年。2 者契約。多良木町 60%、国立研究開発法人森林総合研究所 40%。変更後が 3 者契約。多良木町が 50%、多良木町森林組合が 10%、国立研究開発法人森林研究・整備機構が 40%。

議案第 51 号、葉木。多良木町大字黒肥地字葉木 10156 番 2 外 5 筆。12.06 ヘクタール。平成 1 年 3 月 14 日から令和 21 年 3 月 13 日まで。50 年間。変更前が 2 者契約。多良木町 60%、森林開発公団 40%。変更後が 3 者契約。多良木町が 50%、多良木町森林組合が 10%、国立研究開発法人森林研究・整備機構が 40%。

議案第 52 号、屋敷。多良木町大字多良木字屋敷 3595 番 34 外 2 筆。15.45 ヘクタール。平成 8 年 1 月 13 日から令和 28 年 1 月 12 日まで。50 年間。変更前が 2 者契約。多良木町 60%、森林開発公団 40%。変更後が 3 者契約。多良木町が 50%、多良木町森林組合が 10%、国立研究開発法人森林研究・整備機構が 40%。

議案第 53 号、小鶴。多良木町大字多良木字小鶴 3593 番 22。契約面積、10.20 ヘクタール。平成 14 年 12 月 23 日から令和 50 年 12 月 22 日。70 年間。変更前が 2 者契約。多良木町 50%、独立行政法人森林総合研究所 50%。変更後、3 者契約。多良木町 40%、多良木町森林組合 10%、国立研究開発法人森林研究・整備機構 50%となっております。

続いて久米財産区の契約地になります。議案番号 54 号、団地名、高岡。契約地番、多良木町大字奥野字高岡 1648 番 1。契約面積、11.67 ヘクタール。契約期間、平成 8 年 1 月 13 日から令和 28 年 1 月 12 日。契約年数、50 年。変更前、契約形態が 2 者契約。分取割合が、所有者、造林者が久米財産区になりまして 60%、費用負担者が森林開発公団 40%。変更後が契約形態が 3 者契約。所有者が久米財産区 50%、造林者、多良木町森林組合 10%、費用負担者、国立研究開発法人森林研究・整備機構が 40%となっております。

提案の理由といたしまして、多良木町有林林地の分取林契約を変更するには、多良木町公有林林地の分取林を設置する条例第 5 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の承認を得る必要があるためでございます。どうぞよろしく申し上げます。

日程第 14 「議案第 55 号」 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 14、議案第 55 号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案第 55 号についてご説明申し上げます。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

内容につきましては、議案説明資料の方で行いますので、そちらをお願いいたします。

主な内容につきましては、町長の給料の額を減額する規定を追加するものでございます。

冒頭の行政報告の中の発言に関連するものでございます。

新旧対照表の中身でございますが、制定附則に第 10 項を追加するものでございます。令和 5 年 4 月から 3 ヶ月間に限りまして、第 3 条の規定、別表の町長の項になりますが、その額から 100 分の 10 を減じて得た額とするものでございます。

附則といたしまして、公布の日から施行をするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

日程第 15 「議案第 56 号」 多良木町個人情報の保護に関する法律施行条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 15、議案第 56 号、多良木町個人情報の保護に関する法律施行条例を定めることについて説明を求めます。

仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案第 56 号についてご説明申し上げます。

多良木町個人情報の保護に関する法律施行条例を次のとおり定めることとするものでございます。

内容につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、そちらの方をお願いいたします。

主な内容につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正等によりまして、個人情報の保護に関する規律が一元化されることに伴う法律施行条例の制定でございます。

まず第 1 条、趣旨でございますが、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものでございます。

第 2 条の定義につきましては、第 1 項で町の機関を規定しております。町長、教育長、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに久米財産区でございます。第 2 項で条例で使用する用語を規定いたしております。法及び法律施行令で使用する用語の例によるものでございます。

第 3 条の条例要配慮個人情報に係る記述等でございますが、法第 60 条第 5 項の条例で定める記述等ございまして、第 1 号で本人の性的指向又は性自認に関する事項。第 2 号で本人の属する世帯が生活保護法による保護を受けていること又は受けていたことがあること。第 3 号で本人が成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人であること又はこれらであったことを規定するものでございます。

第 4 条が開示請求の手続でございます。開示請求書に、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することを規定するものでございます。

第 5 条が開示決定等の期限に関する特例の規定です。町の機関が開示決定等をする場合における法第 83 条第 1 項及び第 84 条の規定の適用の規定です。法の方で 30 日以内とありますのは 14 日以内に。61 日以内とありますのは 44 日以内に。同条第 1 項とありますのは、多良木町個人情報の保護に関する法律施行条例第 5 条の規定により読み替えて適用される前条第 1 項と読み替えて規定を適用するものでございます。

第 6 条、開示請求に係る手数料等ございまして、第 1 項が法第 89 条第 2 項の手数料の額は無料と規定するものです。第 2 項で、法第 87 条第 1 項の写しの交付による場合は、当該写しの交付に要する費用を負担（令第 28 条第 4 項の場合も同様）と規定するものでございまして、こちらにつきましては、これまでと同様の取扱いを規定するものです。

第 7 条、訂正請求の手続、それと第 8 条、利用停止請求の手続につきましては、それぞれ法に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものと規定するものです。

第 9 条、多良木町情報公開等審査会への諮問です。次の各号のいずれかに該当する場合に諮問することができるものと規定するもので、第 1 号におきまして、法第 66 条第 1 項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 12 条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合。第 2 号で、町の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合。第 3 号で、その他法第 3 章第 3 節の施策を講

ずる場合であって、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときと規定するものです。

附則といたしまして、第1条が施行期日で令和5年4月1日でございます。

第2条で多良木町個人情報保護条例の廃止を規定いたしております。

第3条で多良木町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置です。第1項で廃止前の多良木町個人情報保護条例第2条第6号に規定する実施機関の職員、職員であった者について、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務は、なお従前の例によるものでございます。第2項で旧実施機関から委託を受けた旧個人情報を取扱う事務に従事している者、当該事務に従事していた者について、当該事務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務は、なお従前の例によるものでございます。第3項で旧条例の規定による請求がされた場合における開示、訂正及び利用の停止等は、なお従前の例によるものでございます。

第4条が多良木町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正を規定いたしております。新旧対照表も付けておりまして、その内容につきましては、第6条の協定の締結でございますが、第2条第5号を個人情報の定義規定を追加いたしております。法の定義を追加するものです。第11条の見出しを改正します。秘密保持義務から個人情報の安全管理及び秘密保持義務に見出しを改正するものです。また内容につきましては、旧条例からの引用規定を法律からの引用規定に改正をするものです。

第5条が多良木町旧白濱旅館の設置及び管理に関する条例の一部改正を規定いたしております。新旧対照表も付けておりまして、内容につきましては、第13条の指定管理者の責務の中の第1項第2号で、旧条例からの引用規定を法律からの引用規定に改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

日程第16 「議案第57号」 多良木町情報公開条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第16、議案第57号、多良木町情報公開条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案第57号についてご説明申し上げます。

多良木町情報公開条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

内容につきましては、議案説明資料の方で説明いたしますので、そちらをお願いいたします。

主な内容につきましては、個人情報保護に関する法律の改正に伴いまして、改正後の個人情報保護制度と多良木町情報公開条例の整合を図り、主に個人情報保護審査会関係を情報公開・個人情報保護審査会設置法を参考として整備を行うものでございます。

新旧対照表の内容でございますが、軽微な字句の整理、引用条項の改正部分は省略をさせていただきます。

第7条の公文書の開示義務の第2項でございますが、ここは各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合は、当該公文書を開示しない規定でございます。その中の第2号ですが、その他の記述等の定義規定を追加するものでございます。第2号のウですが、「独立行政法人等」及び「地方独立行政法人」の語を定義するものです。以降の条項で引用を行うものでございます。第3号で行政機関等匿名加工情報に係る不開示情報の追加を行うもので

ございます。第6号のア及びイですが、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして整理統合して追加をするものでございます。これに伴いまして第2号のエ、第4号、第7号は削除を行うものでございます。

第23条が多良木町情報公開等審査会の規定でございまして、第2項で審査会の調査審議事項の追加を行うものでございます。第23条の2、審査会の調査審議ですが、こちらは規定の追加を行うものでございます。

第24条の審査会の調査権限の第5項ですが、第1号、諮問実施機関、第2号、対象公文書、第3号、保有個人情報の定義規定を追加するものでございます。

第26条で見出しを改正するもので、提出資料の閲覧から提出資料の写しの送付等に改正するものでございます。また第1項から第4項までですが、審査会による意見書又は資料の写しの送付、閲覧、意見の聴取等に関する規定の改正及び追加を行うものでございます。第26条の2につきましては、審査請求に係る調査審議以外の調査審議に関する規定の追加を行うものでございます。

附則といたしまして第1条が施行期日で、令和5年4月1日でございます。

第2条が適用区分で、改正後の第7条の規定は、施行日以後に行われる開示決定等について適用をするものでございます。

第3条が経過措置でございまして、第1項で施行日前の審査請求に関する諮問については、なお従前の例によるものでございます。第2項で施行の際、多良木町情報公開等審査会が行っている調査審議については、改正後の審査会の所掌事項に該当すると認められるものに限る、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋裕子さん） ここで昼食のため暫時休憩といたします。

午後は1時より開会いたします。

(午後0時02分休憩)

(午後1時00分開議)

日程第17 「議案第58号」 多良木町社会福祉振興基金条例等を廃止する等の条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第17、議案第58号、多良木町社会福祉振興基金条例等を廃止する等の条例を定めることについて説明を求めます。

仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案第58号についてご説明申し上げます。

多良木町社会福祉振興基金条例等を廃止する等の条例を次のとおり定めることとするものでございます。

内容につきましては、議案説明資料の方で説明いたしますので、そちらをお願いいたします。

主な内容といたしましては、長期にわたり活用されてない積立基金を廃止し、当該基金の現在高に相当する金額を町づくり推進事業基金に積み立てて、将来の町づくりを推進する事業の財源として柔軟に活用し、健全な財政運営を目指すものでございます。

まず第1条で多良木町社会福祉振興基金条例等の廃止ということで、第1号で多良木町社会福祉振興基金条例。第2号で多良木町地域福祉基金条例。第3号で中山間ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例。第4号で多良木町まちづくり寄附条例でございまして。

第2条で町づくり推進事業（ふるさと創生）基金条例の一部改正でございます。

新旧対照表の中身でございますが、まず題名を町づくり推進事業（ふるさと創生）基金条例から町づくり推進事業基金条例とするものです。第1条の設置で「（ふるさと創生）」を削除するものです。

第4条の益金の処理で「、当分の間人材育成事業等に充てるほか」を削除するものです。附則といたしまして、公布の日から施行をするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

日程第18 「議案第59号」 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第18、議案第59号、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて説明を求めます。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） それでは、議案第59号についてご説明申し上げます。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり定めるものでございます。

内容につきましては、議案説明資料でご説明申し上げます。

主な内容でございますが、まず一つ目に、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により子ども・子育て支援法等が改正されたことによる、関係条例の改正でございます。

二つ目に、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等において、安全管理の徹底に関する規定を加える改正がされたことによる、関係条例の改正でございます。

次に新旧対照表です。多良木町子ども・子育て会議設置条例の一部改正、第1条関係でございます。第1条、設置。子ども・子育て支援法の一部改正に伴い条項にずれが生じたことによる改正でございます。改正前の第77条第1項各号を第72条第1項各号に改めるものでございます。多良木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

第2条関係になります。第4条、利用定員から第52条、特定利用地域型保育の基準に関するものでございます。子ども・子育て支援法の一部改正に伴い条項にずれが生じたことによる改正でございます。改正前の法第19条第1項第1号を法第19条第1号に。法第19条第1項第2号を法第19条第2号に。法第19条第1項第3号を法第19条第3号に。法第19条第1項各号を法第19条各号に。同項第3号を同条第3号に改めるものでございます。関係条項につきましては、表の方に表示しておりますので、ご覧になってください。

第15条、特定教育・保育の取扱方針、第1項第3号でございます。学校教育法の一部改正に伴い条項にずれが生じたことによる改正でございます。第25条を第25条第1項に改めるものでございます。第4号、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の根拠である児童福祉法第45条第2項において、所管が厚生労働省から内閣府に改正されたことによる改正でございます。厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものでございます。

第26条、懲戒に係る権限の濫用禁止。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める府令から第26条、懲戒に係る権限の濫用禁止が削除されたことによる改正でございます。第26条を引用している他の規定についてさらに改正が必要となるため、形がいを残し削除しております。

第 44 条、特定地域型保育の取扱方針。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の根拠である児童福祉法第 45 条第 2 項において、所管が厚生労働省から内閣府に改正されたことによる改正でございます。厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものでございます。

多良木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、第 3 条関係でございます。第 6 条、放課後児童健全育成事業者と非常災害対策の次に第 6 条の 2、安全計画の策定等及び第 6 条の 3、自動車を運行する場合の所在の確認に関する規定を追加しております。追加する第 6 条の 2、安全計画の策定等、第 1 項は、放課後健全育成事業所における安全計画の策定等に関する規定を追加しております。第 2 項は、職員に対する安全計画の周知及び研修並びに訓練の実施に関する規定を追加しております。第 3 項、保護者に対する安全計画に基づく取組内容等の周知に関する規定を追加しております。第 4 項、安全計画の見直し、変更に関する規定を追加しております。追加する第 6 条の 3、自動車を運行する場合の所在の確認でございます。こちらは利用者の事業所外での移動のために、自動車を運行するときの乗車及び降車時における所在の確認に関する規定を追加しております。

次に第 12 条、虐待等の禁止の次に第 12 条の 2、業務継続計画の策定等に関する規定を追加するものでございます。追加する第 12 条の 2、業務継続計画の策定等、第 1 項は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、業務継続計画の策定に関する規定を追加するものです。第 2 項は、職員に対する業務継続計画の周知及び研修並びに訓練の実施に関する規定を追加するものです。第 3 項は、業務継続計画の見直し、変更に関する規定を追加するものです。

次に第 13 条、衛生管理等、第 2 項でございます。こちらは感染症等が発生した場合、又はその予防等のための措置として、職員に対して研修及び訓練を実施する規定を追加するものです。

次に附則、職員の経過措置、第 2 条でございますが、条例で運営等の基準を定めるにあたって、地域の実情に応じて、国の基準省令と異なる内容を定めることが許容されていることから、職員の基準を当分の間は、県知事等が行う研修を修了した者または修了することを予定している者に基準を緩和する規定に改正するものでございます。

次に、多良木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、第 4 条関係でございます。第 7 条、家庭的保育事業者と非常災害の次に第 7 条の 2、安全計画の策定等及び第 7 条の 3、自動車を運行する場合の所在の確認に関する規定を追加するものです。追加します第 7 条の 2、安全計画の策定等、第 1 項は、家庭的保育事業所における安全計画の策定等に関する規定を追加するものです。第 2 項は、職員に対する安全計画の周知及び研修並びに訓練の実施に関する規定を追加するものです。第 3 項は、保護者に対する安全計画に基づく取組内容等の周知に関する規定を追加するものです。第 4 項は、安全計画の見直し、変更に関する規定を追加するものです。追加する第 7 条の 3、自動車を運行する場合の所在の確認、第 1 項は、利用乳幼児の事業所外での移動のために自動車を運行するときの、乗車及び降車時における所在の確認に関する規定を追加するものです。第 2 項は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車における、利用乳幼児の見落としを防止するための機器の設置等に関する規定を追加するものです。

次に第 10 条、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準。こちらは家庭的事業所等が他の社会福祉施設と併せて設置される場合、保育に支障がない場合に限り、保育室等の設備や保育に直接従事する職員を兼ねることができるよう基準を緩和する改正でございます。

第 13 条、懲戒に係る権限の濫用禁止。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める省令から第 13 条、懲戒に係る権限の濫用禁止が削除されたことによる改正でございます。第 13 条を引用している他の規定についてさらに改正が必要となるため形がいを残し

削除しております。

第 14 条、衛生管理等、第 2 項、感染症等が発生した場合、またはその予防等のための措置として、職員に対して研修及び訓練を実施する規定を追加しております。

附則としまして、施行期日、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。

経過措置としまして、改正後の多良木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 6 条の 2 の規定の適用について、令和 6 年 3 月 31 日までの間は、安全計画の策定等に関するものについては、努力義務とすることを規定しております。

次に、改正後の多良木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 7 条の 3 第 2 項の規定の適用については、令和 6 年 3 月 31 日までの間はブザー等の見落とし防止装置を備えることに困難な事情があるときは、見落とし装置の設置を免除し、代替りの措置を講じることで利用乳幼児の所在確認をすることを規定したものでございます。

以上になります。どうぞよろしく願いいたします。

日程第 19 「議案第 60 号」 多良木町国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 19、議案第 60 号、多良木町国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） それでは、議案第 60 号につきましてご説明を申し上げます。

多良木町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものでございます。

内容につきましては、議案説明資料を用いて説明をさせていただきます。

まず改正の内容でございますけれども、多良木町国民健康保険条例第 6 条第 1 項中、40 万 8,000 円を 48 万 8,000 円に改めるものでございます。

次に、改正の背景でございますけれども、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和 5 年 2 月 1 日に公布をされました。これは社会保障審議会医療保険部会において、出産育児一時金の額は令和 4 年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和 5 年 4 月から全国一律で 50 万円に引き上げるべきとされたことを踏まえ、現行の 40 万 8,000 円から 48 万 8,000 円に引き上げるというものでございます。

これによりまして、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給総額は、42 万円から 50 万円になります。

なお附則といたしまして、施行期日、第 1 項で、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。適用区分といたしまして第 2 項、この条例の施行日前に出産した被保険者に係る多良木町国民健康保険条例第 6 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるということで規定をしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

日程第 20 「議案第 61 号」 令和 4 年度多良木町一般会計補正予算（第 6 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 20、議案第 61 号、令和 4 年度多良木町一般会計補正予算（第 6 号）について説明を求めます。

仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案第 61 号についてご説明申し上げます。

令和 4 年度多良木町の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正で第1条です。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億8,837万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億1,896万6,000円とするものでございます。

債務負担行為の補正を第2条で、地方債の補正を第3条で行うものでございます。

内容につきましては、議案説明資料の方で行いますので、そちらをお願いいたします。

今回の補正の主な内容ですが、年度末へ向け各事業の精算による減額や、国県支出金等の特定財源と歳出の調整でございまして、また基金の廃止に伴う繰入金を計上しまして、相当する金額を町づくり推進事業基金へ積立を行うことといたしております。

第2表の債務負担行為補正です。変更でして、事項の1が第二多良木地区水利施設保全高度化事業で、限度額の補正後が2の(1)借入金額が1,380万円で630万円の増とするものです。(4)のイの償還方法ですが、年賦金107万3,991円以内でございます。

事項2の鮎之瀬地区の同事業でございしますが、限度額の補正後で2の(1)借入金額が525万円。300万円の増をするものでございます。(4)のイ、償還方法で年賦金40万8,583円以内とするものでございます。いずれも県営土地改良事業における事業量の増加による分担金の増でございます。

第3表の地方債の補正でございまして。まず追加といたしまして、起債の目的が7、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債で、限度額を200万円とするものです。内容といたしましては、県営土地改良事業の事業費の増で、補正予算債として今回、追加をお願いするものです。

次に変更で、起債の目的の2、過疎対策事業債で、限度額の補正後を11億730万円とするもので、2,320万円の増となるものです。内容といたしましては、社会資本整備総合交付金事業の実績見込み、またソフト事業の追加でございまして。

3の辺地対策事業債ですが、限度額の補正後を180万円とするものです。90万円の減となるものです。こちらは実績見込みによるものです。

4の緊急防災・減災事業債ですが、限度額の補正後を980万円、190万円の増とするものです。内容につきましては、球磨川水系防災・減災事業の起債対象経費について借入が条件となったためでございます。

6の災害復旧事業債です。限度額の補正後を1億2,770万円とするもので、1億310万円の減となるものです。こちらも実績見込みと翌年度予算計上による減となっております。

次に廃止ですが、起債の目的で5、緊急自然災害防止対策事業債で限度額を240万円としていたものです。内容といたしましては、令和3年度繰越予算で事業が完了したためでございます。

次に、事項別明細書の主なものを説明いたします。まず歳入ですが、款12、項1、目1、節1、農業費分担金で922万5,000円の増でございまして。説明欄のとおり、県営土地改良事業の事業量の増加でございまして。

款12、項1、目2、節1、農業用施設災害復旧費分担金で125万円の減でございまして。実績見込みによるものでございまして。

款13、項1、使用料、合計で255万2,000円の減でございまして。各目節、説明欄のとおり実績見込みによるものでございまして。

款14、項1、国庫負担金で1億1,868万9,000円の減、款14、項2、国庫補助金で1,216万円の減、款14、項3、委託金で645万7,000円の減ですが、各目節、説明欄のとおり、交付決定や実績見込みなどによる増減でございまして。項の1、目の3、節の1の公共土木施設災害復旧費負担金は、翌年度予算計上による減額を行うものです。項の2、目2、節2、児童福祉費補助金で、出産・子育て応援交付金280万円の追加を行っております。補助率が3分の2でございまして。

款 15、項 1、県負担金で 215 万 7,000 円の減、款 15、項 2、県補助金で 1 億 5,594 万 6,000 円の減、款 15、項 3、委託金で 31 万 2,000 円の減。各目節、説明欄のとおり、国庫支出金と同様に交付決定や実績見込みなどによる増減でございます。項 2、目 4、節 3、林業費県補助金で、事業実績や事業の年度間調整による減額を行っております。項 2、目 7、節 1、林業用施設災害復旧費県補助金で、令和 2 年災分は台風 14 号の影響により実施を延期することとしております。令和 4 年災は事業費の変更等による減額を行うものでございます。

款 16、項 2、目 3、節 1、生産物売払収入で 104 万 8,000 円の減でございます。堆肥等売払収入で、実績見込みによるものでございます。

款 18、項 1、目 1、節 1、多良木町減債基金繰入金 1 億 9,381 万円の減とするものです。今回の減額補正などでの一般財源余剰分につきまして、当初予算で財源調整のため計上していた取りくずしを一部取りやめを行うものでございます。

款 18、項 1、目 1、節 4、多良木町森林環境譲与税基金繰入金 1,176 万 3,000 円の減でございます。事業実績見込みにより、取りくずしを一部取りやめを行うものでございます。

款 18、項 1、目 1、節 5、多良木町社会福祉振興基金繰入金から節 8、多良木町地域福祉基金繰入金まで、合計 2 億 7,069 万 8,000 円の増です。基金条例廃止に伴う取りくずしを追加しまして、歳出の関係事業費へ充当を行うものでございます。

款 20、項 3、目 5、節 1、造林受託事業収入で 548 万 5,000 円の減です。森林研究・整備機構造林受託事業収入で、実績によるものでございます。

款 20、項 4、目 4、節 1、雑入ですが、説明欄のとおり、実績見込みによる増減を行うものです。県営第二多良木地区市町村負担金返納金で 437 万 5,000 円を追加しております。令和 3 年度工事の入札不調による県からの返納金でございます。熊本県市町村振興協会市町村交付金で 438 万円の追加。宝くじ収益交付金を追加するものです。後期高齢者医療市町村療養給付費負担金過年度分精算金で 1,534 万 3,000 円です。令和 3 年度精算分を追加するものでございます。

款 21、項 1、町債 7,930 万円の減額でございます。各目節、説明欄のとおり事業実績見込みによる増減でございます。

次に歳出でございますが、主に不用額の整理を行っているところです。款の 2、項 1、目 14、基金費、節 24、積立金で、町づくり推進事業基金積立を 2 億 7,069 万 8,000 円。基金条例廃止に伴う取りくずし額に相当する金額を追加するものでございます。多良木町森林環境譲与税基金積立に 535 万 8,000 円。譲与税配分額と本年度事業充当額の差額を追加するものでございます。

款 2、項 1、目 16、地域公共交通対策費、節 18、負担金補助及び交付金で補助金でございます。くま川鉄道経営安定化補助で 415 万 2,000 円。令和 4 年度施設整備事業分の追加をするものでございます。

款 2、項 1、目 20、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費で 334 万 3,000 円の減額です。各節、説明欄のとおり各事業の実績見込みによる増減を行うものです。

款 2、項 2、目 1、税務総務費、節 3、職員手当等、超過勤務手当で 138 万 2,000 円です。税申告、徴収業務等の不足見込額を追加をするものです。

款 2、項 3、目 1、戸籍住民基本台帳費、節 3、職員手当等、超過勤務手当で 181 万 7,000 円です。マイナンバーカード事務での不足見込額を追加するものです。

款 3、項 1、目 3、国民健康保険費、節 27、繰出金 271 万 6,000 円です。説明欄のとおり、各事業費の実績等に伴う一般会計負担分の増減を行うものです。

款 3、項 1、目 4、障害者福祉費、節 19、扶助費 288 万 5,000 円で、説明欄のとおり、年度末までの支出見込額を増減するものです。

款 3、項 2、目 1、児童福祉総務費、節 22、償還金利子及び割引料、国県補助金等返納金で 291 万 4,000 円です。令和 3 年度国県負担金・補助金分となります。

款 3、項 2、目 2、児童措置費、節 18、負担金補助及び交付金で交付金ですが、出産・子育て応援交付金で 420 万円です。令和 4 年 4 月 1 日以降を対象としまして、妊娠届出時に出産応援金 5 万円、出生届出時に子育て応援金 5 万円を交付するもので、年度末までを想定し追加をするものです。補助率は国が 3 分の 2、県 6 分の 1、町 6 分の 1 となっているところです。

款 4、項 1、目 1、保健衛生総務費、節 18、負担金補助及び交付金で 1 億 2,256 万 7,000 円の減でございます。負担金で公立多良木病院企業団で、交付税算入分の確定精算によるものです。

款 4、項 1、目 2、予防費 1,300 万 2,000 円の減です。

款 4、項 1、目 9、新型コロナウイルスワクチン接種事業費 1,013 万 7,000 円の減でございます。それぞれ各節、説明欄のとおり実績見込みによるものです。

款 6、項 1、目 3、農業振興費、節 7、報償費、多良木町農林商工担い手就業祝い金で 120 万円です。4 名分を追加するものです。

款 6、項 1、目 11、ほ場整備事業費、節 18、負担金補助及び交付金で 2,170 万円です。負担金で、説明欄のとおり県営土地改良事業の追加でございます。節 22 で償還金利子及び割引料で 187 万 5,000 円で、第二多良木地区受益者分担金還付金といたしまして、令和 3 年度工事の入札不調による県返納金の受益者負担金分を償還組合へ還付を行うものでございます。

款 6、項 2、目 7、森林環境譲与税で 1,711 万 9,000 円の減です。各節、説明欄のとおり実績見込みによるものでございます。

款 8、項 1、目 1、土木総務費、節 18、負担金補助及び交付金で 792 万 7,000 円の減です。補助金でございます。説明欄のとおり、申請実績なしのため減額を行うものです。

款 8、項 2、目 1、道路橋りょう総務費、節 18、負担金補助及び交付金で 240 万円の減です。負担金で、単県急傾斜地崩壊対策事業で、令和 3 年度繰越予算で、事業完了のためでございます。

款 8、項 2、目 2、道路維持費、節 21、補償補填及び賠償金で 195 万 5,000 円です。移転補償で、町道中島線道路改良工事に伴う電柱移転分でございます。

款 9、項 1、目 1、消防総務費、節 18、負担金補助及び交付金で 395 万 1,000 円の減です。負担金で上球磨消防組合で、実績による精算でございます。

款 9、項 1、目 4、災害対策費、17、備品購入費で 179 万 6,000 円の減で、公用車になります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費で実施のためでございます。

款 11、項 1、目 1、農業用施設災害復旧費 1,446 万 1,000 円の減です。各節、説明欄のとおり実績見込みによるものです。令和 4 年災事業が翌年度以降で実施調整のため減額するものです。

款 11、項 1、目 2、林業用施設災害復旧費で 1 億 7,152 万 7,000 円の減です。各節、説明欄のとおり実績見込みによるもので、翌年度以降で実施調整のためでございます。

款 11、項 2、目 1、公共土木施設災害復旧費で 1 億 6,750 万円の減です。各節、説明欄のとおり翌年度予算計上による減額でございます。

末尾の添付の調書といたしまして、給与費明細書、債務負担行為調書、地方債現在高調書を付けております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

日程第 21 「議案第 62 号」 令和 4 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）
補正予算（第 2 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 21、議案第 62 号、令和 4 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）について説明を求めます。

岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） それでは、議案第 62 号につきましてご説明させていただきます。

令和 4 年度多良木町の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正といたしまして第 1 条。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7,469 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 3,612 万 4,000 円とするものでございます。

ここから先は、議案説明資料を用いて説明をさせていただきます。

今回の補正の主な内容でございますけれども、交付決定等に伴う交付金、それから繰入金等の増減に伴うものでございます。

事項別明細書の主なものといたしまして、まず歳入でございますが、款の 3、項の 1、目の 1、節の 1、普通交付金でございます。7,595 万 9,000 円の減となっております。これは交付決定に伴う減額でございます。決定後の交付額、交付決定額でございますが、9 億 7,281 万 3,749 円となります。

次に款の 5、項の 1、目の 1、一般会計繰入金でございますけれども、節の 1、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）が 123 万 8,000 円の増。節の 2、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）が 305 万 3,000 円の減。節の 3、未就学児均等割保険料繰入金が 4 万 4,000 円の増。節の 6、財政安定化支援事業繰入金が 133 万 6,000 円の増でございます。いずれも県の交付決定等に伴う増減となっております。

次に節の 7 でございますが、その他一般会計繰入金といたしまして 169 万 8,000 円の増でございます。子ども医療費助成のうち、町単独事業相当額を一般会計から繰入ることによる増額というふうになっております。

次に歳出でございます。款の 2、項の 1、目の 1、一般被保険者療養給付費、節の 18、負担金補助及び交付金でございますけれども、7,481 万 8,000 円の減でございます。これ決算見込みによる減額となっております。

最後に款の 6、項の 2、目の 1、特定健康診査事業費でございます。節の 12、役務費でございますが、12 万 2,000 円の増です。通信運搬費の決算見込みに伴う増額となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

日程第 22 「議案第 63 号」 令和 4 年度多良木町国民健康保険特別会計（直進勘定）
補正予算（第 1 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 22、議案第 63 号、令和 4 年度多良木町国民健康保険特別会計（直進勘定）補正予算（第 1 号）について説明を求めます。

岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） それでは、議案第 63 号につきましてご説明を申し上げます。

令和 4 年度多良木町の国民健康保険特別会計（直進勘定）補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正といたしまして第1条。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ145万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ745万8,000円とするものでございます。

これからは議案説明資料を用いて説明させていただきます。

今回の補正の主な内容といたしましては、令和3年度熊本県へき地診療所運営費補助金精算に伴う返還に伴うものでございます。

事項別明細書につきましてですが、まず歳入でございます。款の2、項の1、目の1、一般会計繰入金で145万1,000円の増。これは補助金返還のため、一般会計から繰入ることになります。

歳出でございますが、款の1、項の1、目の1、一般管理費、節の22で償還金利子及び割引料。歳入と同じく145万1,000円の増となっております。令和3年度熊本県へき地診療所運営費補助金の精算に伴う返納金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

日程第23 「議案第64号」 令和4年度久米財産区特別会計補正予算（第1号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第23、議案第64号、令和4年度久米財産区特別会計補正予算（第1号）について説明を求めます。

水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君） それでは議案第64号についてご説明いたします。

令和4年度久米財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ220万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ910万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、議案説明資料にてご説明をさせていただきます。

主な内容といたしまして、久米財産区有林の間伐等森林整備促進対策事業の補助金交付決定により、間伐搬出事業面積が当初7ヘクタールの計画から変更後3.69ヘクタールとなり、3.31ヘクタールの面積減少となったため、実績により補正を行うものでございます。

事項別明細書の主なものといたしまして、まず歳入ですけれども、款1、項2、目1、不動産売払収入、節1、その他不動産売払収入285万8,000円の減となっております。これにつきましては間伐搬出事業、3.69ヘクタールの原木等売払い収入販売実績に応じまして、実績により減額補正を行っております。

款2、項2、目1、一般会計繰入金、節1、一般会計繰入金162万7,000円の減となっております。久米財産区が事業主体となり間伐等森林整備促進対策事業の補助金申請ができないため、多良木町が代理申請を行い、補助金を一般会計から久米財産区特別会計へ繰入れするものでございます。今回、補助金交付決定により事業面積が7ヘクタールから3.69ヘクタールに面積減少したため、減額補正を行うものでございます。

款3、項1、目1、繰越金、節1、繰越金228万1,000円の増となります。前年度繰越金になりまして、繰越額が確定したため増額の補正を行うものでございます。

続きまして歳出になります。款2、項1、目1、財産造成管理費334万5,000円の減となっております。久米財産区有林の造林事業関係の経費となっております。間伐搬出事業面積の減少により減額補正をしております。

内容といたしまして節の11、役務費が17万1,000円の減。間伐搬出事業の原木販売に伴う原木市場、多良木町森林組合への販売手数料等が間伐材出荷数量が減少したための減額補

正となっております。節 12、委託料 317 万 1,000 円の減となっております。伐出費、土場から市場までの運搬経費につきましては、間伐材出荷数量が減少したため減額補正ということで 51 万 8,000 円の減となっております。間伐等森林整備促進対策事業、伐採から土場までについてですけれども、こちらにつきましては間伐面積が減少したため減額補正ということで 265 万 3,000 円の減となっております。

款 3、項 1、目 1、積立金 114 万 1,000 円。久米財産区基金積立金となります。今回の補正により積立金が確定したため増額の補正をしております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

日程第 24 「議案第 65 号」 令和 4 年度多良木町上水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 24、議案第 65 号、令和 4 年度多良木町上水道事業会計補正予算（第 1 号）について説明を求めます。

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） 議案第 65 号、令和 4 年度多良木町上水道事業会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。

第 1 条、令和 4 年度多良木町上水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるものでございます。

収益的収入及び支出の補正としまして第 2 条、令和 4 年度多良木町上水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出でございますが、第 1 款、水道事業費用としまして今回、154 万 6,000 円の補正を行っております。

これ以降につきましては、議案説明資料の方で説明させていただきます。

今回の主な内容としましては、電気料金の高騰に伴います光熱水費の追加でございます。

補正予算説明書の主なものとしまして、支出、154 ページになりますが、款 1、項 1、目 1、原水及び浄水費、節 2、光熱水費で 3 万 2,000 円。款 1、項 1、目 2、配水及び給水費、節 7、動力費で 146 万円。款 1、項 1、目 4、総係費、節 11、光熱水費で 5 万 4,000 円。それぞれ増額となっております。

次に予定損益計算書、153 ページになりますが、2 の営業費用の中で（1）原水及び浄水費 3 万 2,000 円の補正で補正後が 783 万 3,000 円。（2）配水及び給水費 146 万円の増額補正です。総係費 5 万 4,000 円の増となりまして、当年度未処分利益剰余金が補正前が 767 万 5,000 円でしたが、154 万 6,000 円減となりまして、612 万 9,000 円になる予定となっております。

次に予定キャッシュ・フロー計算書ですが、こちらにつきましても、今回の補正により 1、業務活動によるキャッシュ・フローの当年度純利益が 154 万 6,000 円減少し、612 万 9,000 円になる予定となっております。資金期末残高も同じく減額となり、補正後が 1 億 9,009 万 5,000 円になる予定です。

次に予定貸借対照表、資産の部、150 ページになりますが、こちらが 2 の流動資産（1）現金・預金が 154 万 6,000 円減となりまして、年度末におきます資産合計が 14 億 5,973 万 9,068 円になる予定となっております。

次に資本の部、152 ページですが 7、剰余金、（2）利益剰余金、ウの当年度未処分利益剰余金が 154 万 6,000 円減少し、補正後が 612 万 9,000 円になる予定でございます。負債資本合計が 154 万 6,000 円減少し、年度末におきまして 14 億 5,973 万 9,068 円となる予定となっております。

今回の補正におきまして、営業費用が 154 万 6,000 円増加することに伴い、本年度純利益、

資金期末残高、資産、負債資本合計額がそれぞれ補正前より 154 万 6,000 円減少する予定となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**日程第 25 「議案第 66 号」 令和 4 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算
(第 3 号)**

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 25、議案第 66 号、令和 4 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について説明を求めます。

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） それでは、議案第 66 号についてご説明いたします。

令和 4 年度多良木町の下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出の補正としまして第 1 条。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 366 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 564 万 4,000 円とするものでございます。

次に地方債の補正です。第 2 条で、既定の地方債の補正は、第 2 表地方債補正によるものでございます。

これより先は、議案説明資料にて説明させていただきます。

今回の補正につきまして、主な内容でございますが、流域下水道事業に係る予算の減額、システム改修に係る予算の追加、電気料金高騰に伴う予算の追加が主なものとなっております。

第 2 表でございますが、地方債補正で起債の目的、下水道事業債。限度額 1,800 万、補正額 400 万の減額となっております。理由としましては、流域下水道整備事業の事業内容変更に伴う構成町村負担金の変更による減額となっております。利率、償還方法につきましては、補正前に同じとなっております。

次に事項別明細書の主なものをご説明いたします。まず歳入でございます。款の 5、項 1、目 1、繰越金、節 1、繰越金で 33 万 8,000 円の増でございます。今回の補正予算の財源として予算化したものでございます。

次に款 7、項 1、目 1、下水道債、節 1、流域下水道事業債で 400 万円の減です。流域下水道整備事業の事業内容変更に伴う構成町村負担金の変更による減額となっております。

次に歳出です。款 1、項 1、目 1、下水道整備費、節 18、負担金補助及び交付金で 429 万 2,000 円の減額です。こちらにつきましては、流域下水道の負担金の減額によるものとなっております。

次に款 2、項 1、目 1、一般管理費、節 12、委託料 48 万 2,000 円の増額です。下水道事業に係るシステム改修費用の追加となっております。

次に款 2、項 2、目 1、公共下水道維持管理費、節 10、需用費で光熱水費 14 万円の増です。こちらは電気料金の上昇に伴う予算の追加となっております。

末尾の調書としまして、給与費明細書、共済費不足分 8,000 円を追加しております。それから地方債の調書を添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

日程第 26 「議案第 67 号」 令和 4 年度多良木町介護保険特別会計補正予算
(第 4 号)

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 26、議案第 67 号、令和 4 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について説明を求めます。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） それでは、議案第 67 号についてご説明申し上げます。

令和 4 年度多良木町の介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第 1 条。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 496 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 8,776 万 3,000 円とするものでございます。

これからは議案説明資料にてご説明申し上げます。

今回の主な内容でございますが、各介護保険事業の決算見込みに合わせて、歳入歳出予算を増減しております。

事項別明細書の主な内容でございますが、まず歳入でございます。款 1、項 1、目 1、第 1 号被保険者保険料 146 万 1,000 円の減。決算見込みによる減額でございます。

款 3、項 1、目 1、介護給付費負担金 692 万円の減。こちらは交付決定に基づく減額でございます。

款 3、項 2、目 1、調整交付金 1,805 万 4,000 円の増。款 3、項 2、目 2、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）18 万 7,000 円の減。目 3、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）55 万 4,000 円の減。款の 4、項の 1、目の 1、介護給付費交付金 1,799 万 1,000 円の減。目 2、地域支援事業支援交付金 157 万 1,000 円の減。款の 5、項の 2、目の 1、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）6 万 5,000 円の減。いずれも決算見込みによる減額でございます。

款の 7、項の 2、目の 1、介護保険給付基金繰入金 1,486 万 7,000 円の減。財源調整の結果、基金取りくずしを必要としなくなったことから減額しております。

款の 8、項の 1、目の 1、繰越金 2,059 万円の増。今回の補正の財源調整のため追加をしております。補正後の予算可能額は 8,329 万 7,000 円でございます。

次に歳出でございます。款の 2、項の 1、介護サービス等諸費から項の 6、特定入所者介護サービス等費につきましては、今回の補正に伴い財源組替えを行っております。

款 3、項の 1、介護予防・生活支援サービス事業費 234 万 8,000 円の減。決算見込みによる減額です。

款の 3、項の 2、一般介護予防事業費、節 12、委託料 227 万 5,000 円の減。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、筋力アップ教室等の実施回数が少なかったことによる減額でございます。

款の 3、項の 3、目の 2、任意事業費、節 19、扶助費、グループホーム入所者家賃等助成事業 23 万 9,000 円の増。目 3、在宅医療・介護連携推進事業費、節 12、委託料 5 万 1,000 円の増。決算見込みによる追加でございます。

款の 3、項の 3、目の 5、認知症総合支援事業費、節の 18、負担金補助及び交付金、認知症カフェ補助 45 万円の減。こちらは申請実績なしによる減額でございます。

款の 5、項の 2、目の 1、一般会計繰出金 3 万 7,000 円の減。介護給付費適正化事業の決算見込みによる減額でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

日程第 27 「議案第 68 号」 令和 4 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 2 号)

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 27、議案第 68 号、令和 4 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)について説明を求めます。

岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長(岡本雅博君) それでは、議案第 68 号につきましてご説明申し上げます。

令和 4 年度多良木町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第 1 条。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 203 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 7,719 万 6,000 円とするものでございます。

これから先は議案説明資料を用いて説明をさせていただきます。

今回の補正の主な内容といたしましては、交付決定に伴う繰入金及び納付金の減額等でございます。

事項別明細書の主なものを申し上げます。まず歳入でございますが、款の 3、項の 1、目の 2、保険基盤安定繰入金で 197 万 8,000 円の減。これは県からの交付決定による減額となっております。決定後の交付額、交付決定額でございますが 5,501 万 9,700 円となります。

次に款の 5、項の 5、目の 2、雑入でございますけれども 5 万 3,000 円の減額でございます。これは保険証発送に対する補助金の交付決定に伴う減額でございます。交付決定額につきましては 49 万 2,000 円となっております。

次に歳出でございます。款の 1、項の 1、目の 1、一般管理費、節の 12、役務費におきまして 5 万 4,000 円の減でございます。保険証発送に対する補助実績に伴う減額となっております。

あと最後に款の 2、項の 1、目の 1、後期高齢者医療広域連合納付金 197 万 7,000 円の減でございます。これは県からの交付決定に伴う減額となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(高橋裕子さん) ここで暫時休憩いたします。

(午後 2 時 05 分休憩)

(午後 2 時 14 分開議)

日程第 28 「議案第 69 号」 令和 5 年度多良木町一般会計予算

○議長(高橋裕子さん) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 28、議案第 69 号、令和 5 年度多良木町一般会計予算について説明を求めます。

仲川総務課長。

○総務課長(仲川広人君) 議案第 69 号についてご説明申し上げます。

令和 5 年度多良木町の一般会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算で第 1 条でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 73 億 4,600 万円と定めるものでございます。

第 2 条で債務負担行為、第 3 条で地方債、第 4 条で一時借入金、第 5 条で予算の流用を定めるものでございます。

内容につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、そちらの方をお願いいたします。

主な内容ですが、令和5年度の歳入歳出予算、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用を定めるものでございます。

まず第1表で歳入歳出予算ですが、令和4年度との比較で8億4,000万円の減ということになっております。

第2表で債務負担行為です。事項の1が第二多良木地区水利施設等保全高度化事業です。限度額が、2の(1)で借入金額が2,287万5,000円。(2)の利息が年2%以内としております。

事項2の鮎之瀬地区の同事業ですが、限度額の2の(1)借入金額が1,012万5,000円。(2)の利息が年2%以内と定めるものです。それぞれ県営土地改良事業受益者負担分の借入金の償還金に対しての助成金ということです。

第3表で地方債です。起債の目的でまず1番の臨時財政対策債で限度額を2,197万2,000円です。内容といたしましては地方交付税の不足額補てん分です。

2の過疎対策事業債で限度額が3億2,960万円です。内容といたしましては中学校校舎改築事業、道路橋りょう整備事業、県営土地改良事業、そしてソフト事業で中学校校舎改築事業の解体分、子ども医療費助成、学校外国語指導事業、住宅リフォーム補助事業、配食サービス事業などがございます。

3の辺地対策事業債で190万円です。林道橋梁長寿命化事業で犬喰橋分です。

4の緊急防災・減災事業債で4,300万円です。消防団拠点施設整備事業、指定避難所整備事業、庁舎非常用電源設備整備事業です。

5の災害復旧事業債で限度額が1億6,370万円です。公共土木施設災、農林業用施設災、くま川鉄道災害復旧事業でございます。合計で5億6,017万2,000円でございます。

歳入歳出事項別明細書の末尾の添付資料の調書につきましては、給与費明細書、債務負担行為調書、地方債現在高調書を添付いたしております。

別冊で令和5年度一般会計当初予算参考資料を配付させていただいております。そちらの資料に基づきまして、全体像の概数を説明させていただきたいと思っております。主に前年度との比較でございまして、構成比、伸び率につきましては資料に記載をしているところでございます。

まずは歳入でございます。款1の町税です。令和4年度の課税標準額などを参考に算定しておりまして、全体で約4,100万円の増となっております。町民税個人現年課税分、固定資産税現年課税分、市町村たばこ税が増となっているところです。

款の2の地方譲与税から款の10の地方交付税ですが、令和5年度地方財政対策の概要によりますと、地方交付税等の一般財源総額について、令和4年度を上回る額を確保となっていることを参考にしまして、本町の現状を勘案して見込額を算出した結果、合計で約1億2,000万円の減と見込んでおるところです。普通交付税は微増で算定しましたが、譲与税及び交付金等については微減を見込んでおります。特に特別交付税の病院事業不採算地区中核病院分、公立多良木病院分になりますが、これについては上限額が設けられているために約1億2,000万円の減で算定したことが大きな減少の要因でございます。

款の11、交通安全対策特別交付金は前年並みでございます。

款の12、分担金及び負担金です。全体で約3,000万円の増を見込んでおります。県営土地改良事業分については事業量に合わせて増、児童福祉費負担金(巡回支援専門員整備事業分)について約600万円増となっております。令和5年、6年度は多良木町が事務局のために増となっております。

款の13、使用料及び手数料です。全体で約600万円の減となっております。ふれあい交流センター使用料で120万円の減、町営住宅家賃で約400万円の減でございます。

款の14、国庫支出金で全体で約3億4,000万円の減となっております。主な減の分につ

きましては、学校施設環境改善交付金（中学校校舎改築分）です。で約 3 億 3,000 万円の減、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費補助金で約 4,600 万円の減、地方創生推進交付金で約 2,200 万円の減、参議院議員選挙費委託金で約 1,100 万円の減、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で約 1,000 万円の減、障害者自立支援給付費負担金で約 1,000 万円の減、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金で約 500 万円の減などがございます。主な増となっておりますのは、公共土木施設災害復旧費負担金で約 3,600 万円の増、社会資本整備総合交付金で約 2,800 万円の増、新型コロナウイルスワクチン接種関係で約 2,000 万円の増、デジタル田園都市国家構想交付金で約 1,600 万円の増、出産・子育て応援交付金で約 400 万円の増などがございます。

款 15、県支出金です。全体で約 1 億 6,000 万ほどの増となっております。主な増となる分は、林業施設災害復旧費県補助金で約 1 億 3,000 万円、農業用施設災害復旧費県補助金で約 3,400 万円、地籍調査事業費県補助金で約 1,900 万円、熊本県知事選挙委託金で約 900 万円、熊本県議会議員選挙費委託金で約 600 万円などがございます。主な減分は、熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業費県補助金で約 2,900 万円の減、障害者自立支援給付費県負担金で約 500 万円の減、令和 2 年 7 月豪雨被災者等支援交付金で約 200 万円の減、地域づくり夢チャレンジ推進事業費県補助金で約 200 万円の減などがございます。

款 16、財産収入です。全体で約 2,300 万円の増でございます。主に町有林立木売払収入の増です。

17、寄附金。全体で約 1,200 万円の減です。ふるさと応援寄附金、約 1,400 万円の減です。令和 4 年度の実績に合わせて計上をしているところでございます。それから企業版ふるさと納税寄附金で 200 万円の増でございます。

款 18、繰入金です。全体で約 1 億 3,000 万円の増です。町づくり推進事業基金取りくずしで約 2 億円でございます。各分野の主要費目へ充当をしているところです。公共施設整備基金取りくずしで約 1 億 1,000 万円の増。中学校校舎改築事業、中央公民館等解体事業へ充当をしているところです。森林環境譲与税基金取りくずしで約 3,000 万円の増、減債基金取りくずしで 2 億 1,000 万円の減でございます。こちらは町づくり推進事業基金での財源調整に変更を令和 5 年度からするために減となっております。ふるさとづくり納税寄附基金取りくずしで約 460 万円の減でございます。繰越金は前年度並みでございます。

款 20、諸収入です。全体で約 900 万円の増でございます。主な増分は、学校給食制度公会計化に伴う給食費で約 2,400 万円の増です。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施受託事業収入で約 960 万円の増、農業再生協議会受託事業収入で約 250 万円の増、県立球磨支援学校給食受託事業収入で約 200 万円の増などがございます。主な減分は、森林研究・整備機構造林受託事業収入で約 2,100 万円の減、派遣職員給与等負担金で約 650 万円の減、人吉球磨観光地域づくり協議会配分金が約 100 万円の減などになっております。

款 21、町債ですが、全体で約 7 億 6,000 万円の減でございます。主な減分は、中学校校舎改築事業で約 9 億円の減、臨時財政対策債で約 2,500 万円の減、くま川鉄道災害復旧事業で約 1,400 万円の減、学校給食費補助事業で 1,400 万円の減、多目的総合グラウンド改修事業で約 450 万円の減などがございます。主な増分は、農業水利施設保全高度化事業で 3,100 万円の増、林業用施設災害復旧事業で約 2,900 万円の増、消防団拠点施設等整備事業で 2,600 万円の増、社会資本整備総合交付金道路事業で約 2,400 万円の増、公共土木施設災害復旧事業で約 1,600 万円の増、給食センター施設整備事業で 1,200 万円の増、交流館石倉照明器具 LED 化事業で 700 万円の増などがございます。

次に歳出でございます。人件費の増減につきましては、人事異動による差がっておりますので省かせていただきます。

款の 1、議会費です。約 230 万円の増になっております。公用車購入費の増でございます。

款の2、総務費、全体で約1,600万円の減となっております。

項の1の総務管理費で約1,800万円の減でございます。目の7、施設管理費で約800万円の増。交流館石倉照明器具LED化修繕を計上いたしております。目の8、電算管理費で約2,800万円の増。システムの標準化・共通化、それから総合行政システム機器更新を計上いたしております。目の9、企画費で約500万円の減です。事業者雇用型地域おこし協力隊運営業務で人数の減となっております。目の14、基金費で約600万円の減です。ふるさとづくり納税寄附基金で歳入に合わせて減といたしております。目の16、地域公共交通対策費で約1,500万円の減。くま川鉄道経営安定化補助で災害復旧費分の減でございます。目の18、ふるさと納税推進事業費で約600万円の減。歳入に合わせて減といたしております。目の19、地方創生推進交付金事業費で約4,500万円の減。国の交付金事業の終了による減でございます。目の20、デジタル田園都市国家構想交付金事業費で約3,200万円を計上いたしております。コンビニ証明交付、窓口申請書自動化、介護保険審査会支援システム整備事業を計上いたしております。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費については、廃目といたしております。

項の2の徴税費で約1,300万円の減です。人件費、軽自動車システム改修等の減でございます。

項の3、戸籍住民基本台帳費で約400万円の減です。こちらは人件費などでございます。

項の4、選挙費、約2,000万円の増です。熊本県知事選挙、熊本県議会議員選挙、町議会議員選挙費は増で、参議院議員選挙費は減となっております。

5の統計調査費と6の監査委員費は前年並みで計上いたしております。

款の3の民生費です。全体で約2,800万円の減となっております。

項の1、社会福祉費で約2,900万円の減です。目の1、社会福祉総務費で300万円の減です。人件費は減、ただ民生委員・児童委員協議会補助金の増を行ってありまして、民生委員活動費を拡充することで計上いたしております。目の4、障害者福祉費で約2,000万円の減。介護・訓練等給付費などでございます。目の6、介護保険費で約500万円の減。特別会計繰出金の減でございます。目の9、後期高齢者医療費で約1,100万円の増です。療養給付費負担金、高齢者保健事業と介護予防の一体的実施事業費の増でございます。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費は、廃目といたしております。

項の2、児童福祉費で前年並みでございますが、児童福祉総務費に計上してございました子育て支援関係経費と児童措置費の経費を児童支援費に新しい目として組替まして、出産・子育て応援交付金事業費も計上いたしております。児童措置費、それから子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費は、廃目といたしております。

項の3の災害救助費は前年並みで計上いたしております。

款の4、衛生費。全体で約1億1,300万円の減でございます。

項の1、保健衛生費で目の1、保健衛生総務費で約1億3,200万円の減。公立多良木病院企業団負担金などでございます。目の2、予防費で約700万円の減。予防接種委託料などでございます。目の6、環境衛生費で約700万円の増。人吉球磨広域行政組合負担金（免田葬祭場、赤池ごみ処理施設、深田埋立処分）などでございます。目の9、新型コロナウイルスワクチン接種事業費で約2,000万円の増でございます。集団接種を想定して計上いたしております。

項の2、清掃費は前年並みでございます。

款の5、労働費も前年並みでございます。

款の6、農林水産業費で全体で約3,200万円の増といたしております。

項の1、農業費で目の1、農業委員会費で800万円の減。こちらは人件費の減でございます。目の9、地籍調査費で約2,600万円の増。十ヶ年計画に基づく事業費を計上いたしてお

ります。目の 10、農地費で約 1,000 万円の減。国営川辺川総合土地改良事業負担金（受益者負担分）などがございます。目の 11、ほ場整備事業費で約 5,400 万円の増。県営土地改良事業（第二多良木地区、鮎之瀬地区）の事業量の増などがございます。人・農地プラン事業費、米ブランド化推進事業費については、廃目といたしております。

項の 2、林業費、目の 1、林業総務費、約 1,100 万円の減でございます。こちらは人件費でございます。目の 2、林業振興費、約 3,100 万円の減でございます。木材需要拡大推進事業補助、こちらは森林環境譲与税事業の方へ組替しております。林業・木材産業振興施設等整備事業補助の減などがございます。目の 3、造林費、約 1,600 万円の増です。立木搬出事業費の増などがございます。目の 4、森林研究・整備機構分収造林受託事業費で約 2,100 万円の減。複層林誘導伐事業の減などがございます。目の 7、森林環境譲与税事業費で約 3,100 万円の増。倒木事前伐採委託料、森林普及啓発道災害復旧工事、木造住宅促進事業補助の増でございます。中学校用木製建具購入費は減などとなっております。

項の 3、水産業費は前年度並みでございます。

款の 7、商工費。全体で約 500 万円の減となっております。

項の 1、商工費で目の 1、商工総務費で約 200 万円の減。人件費の減などがございます。目の 4、観光費で約 280 万円の減。観光推進事業の減などがございます。

款の 8、土木費。全体で約 1 億 600 万円の増でございます。

項の 1、土木管理費で目の 1、土木総務費で約 200 万円の減。人件費の減でございますが、多良木町住宅リフォーム補助は 300 万円の増となっております。

項の 2、道路橋りょう費、目の 3、社会資本整備総合交付金道路事業費で約 5,500 万円の増です。町道中島線道路改良事業の増などがございます。目の 4、町道口の坪覚井線整備事業費で約 300 万円の減となっております。目の 5、道路新設改良費で 800 万円の増でございます。集落道路整備事業の増でございます。

項の 3、河川費は前年並みでございます。

項の 4、住宅費、目の 1 の住宅管理費で約 800 万円の増です。多良木町住生活基本計画策定業務の増などがございます。目の 2、住宅建設費で 4,000 万円の増です。中央公民館等解体工事の増でございます。

項の 5 の下水道費は前年並みでございます。

款の 9、消防費。全体で約 3,500 万円の増でございます。

項の 1、消防費で目の 1、消防総務費で約 350 万円の増。上球磨消防組合の負担金です。目の 3、消防施設費で約 2,300 万円の増。消防団拠点施設等整備事業の増などです。目の 4、災害対策費で約 900 万円の増です。庁舎防災用非常電源設備設計業務、球磨川水系防災・減災事業の消耗品、指定避難所整備事業の増などがございます。

款の 10、教育費で全体で約 11 億 4,000 万円の減となっております。

項の 1、教育総務費は前年度並みでございます。

項の 2、小学校費で目の 1、学校管理費で約 300 万円の増です。光熱水費の増などがございます。

項の 3、中学校費で目の 3、中学校校舎改築事業費で約 11 億 8,000 万円の減でございます。校舎改築工事の減などがございます。

項の 4、社会教育費、目の 1、社会教育総務費で約 600 万円の増です。人件費の増などがございます。目の 4、交流促進事業費で約 200 万円の増。重要遺産調査委託料の増などがございます。

項の 5、保健体育費、目の 2、体育施設費で約 580 万円の減です。多目的総合グラウンド陸上競技場公認業務の減などがございます。目の 3、学校給食費で約 3,300 万円の増でございます。公会計化に伴う食材購入費の増などがございます。

款の11、災害復旧費。全体で約2億8,900万円の増でございます。

項の1、農林水産施設災害復旧費、目の1、農業用施設災害復旧費で約6,500万円の増。令和4年災分の増などがございます。目の2、林業用施設災害復旧費で約1億6,900万円の増です。令和2年から4年災分の増などがございます。

項の2、公共土木施設災害復旧費、目の1、公共土木施設災害復旧費で約5,400万円の増でございます。令和5年災認定予定分等の増などがございます。

款の12、公債費です。全体で約300万円の減でございます。

項の1、公債費の目の2の利子で300万円ほどの減でございます。

款の13、予備費は前年度並みでございます。

歳入歳出予算の項目別構成比のグラフを添付いたしております。自主財源の割合25.42%が5.33ポイント上昇いたしております。依存財源の特別交付税、これは公立多良木病院分ですが、そちらを減額、それから中学校校舎改築事業等によります国県支出金や町債が減少、また自主財源の基金繰入金、公共施設整備基金などを増額計上したことにより、自主財源の比率が上昇いたしております。

歳出予算項目別構成比のグラフになりますが、衛生費は公立多良木病院負担金分が減少、土木費は道路整備事業、住宅建設事業の増、教育費は中学校校舎改築事業による大幅な減少、災害復旧費は令和2年災の未発注分に加え令和4年台風災害分が増加しております。社会保障費関係の民生費は依然として大部分を占めているところでございます。

それから歳出の節の合計を資料として付けておりまして、増減額が大きいもののみについてこちらに抜粋しております。

まず節1の報酬ですが、約600万ほど増となっております。新型コロナウイルスワクチン接種関係事業、出産・子育て応援交付金事業、高齢者保健事業と介護予防一体的実施事業の増などがございます。会計年度任用職員の分が主でございます。

3の職員手当等の退職手当ですが、約6,800万円の減となっております。定年延長制度改正によるもので、定年延長完了までの2年周期で増減が繰り返されることになっております。

10の需用費の消耗品費です。約500万円ほど増となっております。球磨川水系防災・減災事業の増などがございます。光熱水費ですが、約1,500万円の増でございます。電気料金の大規模契約割引特約が非適用になるために、電気料金の方が上昇いたしております。賄材料費で約3,700万円の増でございます。学校給食制度公会計化に伴う食材購入費の増などがございます。

12の委託料ですが、約8,900万円の増となっております。道路改良関係事業、地籍調査業務、電算機器更新関係、デジタル田園都市国家構想交付金事業の増などがございますが、中学校校舎改築事業、森林研究・整備機構分収造林受託事業などは減となっております。

14の工事請負費につきましては、約7億1,000万円ほどの減です。中学校校舎改築工事の減などがございます。

18の負担金補助及び交付金で負担金ですが、約5,300万円の減となっております。公立多良木病院企業団負担金、人吉球磨広域行政組合運営費、国営川辺川土地改良事業負担金の減などがございます。県営土地改良事業、それから教育・保育給付費は増となっております。補助金ですが、約6,200万円ほど減となっております。林業・木材産業振興施設等整備事業補助、くま川鉄道経営安定化補助（災害復旧費分）です。学校給食費補助、こちらは公会計化に伴うもので減となっております。

交付金ですが、約5,200万円の減でございます。地方創生推進交付金事業、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の減などがございます。

19の扶助費です。約3,200万円の減となっております。障害者介護・訓練等給付費、障害児通所支援事業の減などがございます。

21、補償補填及び賠償金ですが、約 2,700 万円の減でございます。町道中島線に伴う移転補償の減などです。

24 の積立金です。約 600 万円の減でございます。ふるさとづくり納税寄附基金積立の減などでございます。

27、繰出金。約 1,100 万円の増でございます。介護保険特別会計繰出金で、審査会支援システムの整備の増などでございます。あと普通会計における性質別経費の状況をつけておりますが、こちらは地方財政状況調査の作成要領により分類したもので、資料として添付いたしております。その中の補助費等は公立病院負担金等の減、積立金はふるさと納税寄附基金積立等の減、投資的経費は中学校校舎改築事業による減ですが、災害復旧事業は増となっております。

普通会計における主な投資的経費の状況をつけております。令和 5 年度の主な投資的経費をまとめたものでございます。

以上、大まかな説明になりますが、あといろいろ詳細につきましては、各常任委員会、それから担当課にご確認いただければと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

日程第 29 「議案第 70 号」 令和 5 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定） 予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 29、議案第 70 号、令和 5 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について説明を求めます。

岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） それでは、議案第 70 号につきましてご説明申し上げます。

令和 5 年度多良木町の国民健康保険特別会計（事業勘定）の予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算といたしまして、第 1 条。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12 億 8,458 万 4,000 円と定めるものでございます。

これから先は、議案説明資料をお開きいただきますようお願いいたします。

それでは、主な内容から申し上げます。厚生労働省からの通知「令和 5 年度国民健康保険特別会計予算編成に当たっての留意事項」及び熊本県が算定する市町村国保事業費納付金・標準保険料算定結果表に基づき編成をしております。

本年度の予算総額は、前年度と比較いたしまして 1 億 2,507 万 8,000 円の減となっております。被保険者数につきましては 2,182 人の見込みでございますけれども、前年度当初より 212 人の減でございます。これにつきましては、毎年減少傾向にあります。

次に、事項別明細書の主なものを申し上げます。まず歳入でございます。款の 1、項の 1、目の 1、一般被保険者国民健康保険税 2 億 2,832 万 5,000 円でございます。前年度と比較いたしまして 572 万 4,000 円の減となっております。これにつきましては、熊本県から示されました国保事業費納付金の算定額を基本とし、歳出に必要な保険税額を計上しております。

次に款の 4、項の 1、目の 1、保険給付費等交付金、節の 1、普通交付金 8 億 7,927 万 2,000 円でございます。昨年と比較いたしまして 1 億 6,950 万円の減となっております。保険給付費に要する費用を県が負担することになっておりますが、保険給付費の額が減少傾向にありますので、前年度より減となっております。

次に款の 4、項の 1、目の 1、保険給付費等交付金、節の 2、特別交付金で 8,731 万 9,000 円でございます。5,318 万 2,000 円の増となっておりますが、この増につきましては、公立多良木病院における電子カルテシステムの更新に 4,000 万円、それから槻木診療所における

電子カルテシステムの導入に要する費用に1,300万円が増額の主な理由となっております。

次に款の6、項の1、目の1、一般会計繰入金でございます。節の1、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）でございますが、3,541万3,000円を計上しております。22万2,000円の減額となっております。保険税の軽減分を補てんするものとしております。

節の2、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）でございますけども、2,379万3,000円。85万2,000円の減額でございます。これは低所得者数に応じて、保険税の一定割合を補てんするものでございます。

節の3、未就学児均等割保険料繰入金47万8,000円を計上しております。4万4,000円の増額でございます。未就学児均等割軽減分を補てんするものとしております。

次に節の4、職員給与費等繰入金545万7,000円です。前年対比の30万5,000円の減となっております。これ事務費として一般会計から繰り入れます。

次に節の5です。出産育児一時金333万3,000円。前年度より53万3,000円の増となっております。出産育児費用の3分の2を一般会計から繰り入れますので、10名分を見込んでおります。今回、出産育児一時金の額が増額となりましたので、この繰入金も合わせて増となっております。

次に節の6、財政安定化支援事業繰入金1,657万8,000円でございます。5万6,000円の増となっております。一般会計におきまして、普通交付税に算入されるものを繰り入れるものというふうになっております。

それから款の7、項の1、目の1、その他繰越金でございますが、403万4,000円を計上しております。237万1,000円の減でございます。これにつきましては、財源充当のため予算化したものでございます。

次に、歳出をまいります。款の1、項の1、目の1、一般管理費でございます。441万2,000円でございます。199万4,000円の減額となっております。国民健康保険システム改修委託料の分が減額ということでございます。昨年は、未就学児健康保険料均等割の軽減におけるシステムの改修で178万円ほどを用意しておりました。これが要らなくなったということで減額になっております。

次に款の2、項の1、目の1、一般被保険者療養給付費です。7億6,000万円を計上しております。前年度より1億5,000万円の減となっております。これにつきましては、医療費が減少傾向であるため減額ということでございます。

次に款の2、項の2、目の1、一般被保険者高額療養費でございます。1億1,600万円を計上しております。1,950万円の減額でございます。これも医療費が減少傾向にあるため、減額となっております。

次に款の2、項の4、目の1、出産育児一時金でございます。500万円を計上しております。前年度より80万円の増額でございます。今回、条例改正に伴い、出産育児一時金の額が1人分8万円が増えたため、計上しております10名分を見込んで増額としております。

款の3、項の1、目の1、一般被保険者医療費給付費分でございますが、2億645万9,000円、494万円の減でございます。熊本県全体の財政運営のため、県が算定した額を計上しているものでございます。

次に款の3、項の2、目の1、一般被保険者後期高齢者支援金等分でございます。6,697万8,000円、232万円の増額となっております。熊本県全体の財政運営のため、県が算定した額を計上しております。

次に款の3、項の3、目の1、介護納付金分でございます。2,740万5,000円を計上しております。242万円の減でございます。これにつきましても、県が算定した額を計上したものでございます。

次に款の6、項の2、目の1、特定健康診査事業費でございます。2,763万5,000円を計

上しております。145 万円の減額となっております。特定健康診査や保健指導等を行うための費用として計上しております。特定健診の受診率の向上が見られまして、国の目標値 60%を超えまして、一定の効果を上げたところでございますが、これまで健診受診者へ商品券の交付事業をしておりました。今回これを廃止いたしまして、人間ドックの町助成分に充てるということで計画をしております。

人間ドックの助成額につきましては、これまで男性が 2 万 7,000 円、女性が 3 万 6,000 円というふうに一律で交付をしていっているところですが、健診の費用も上がっておりますし、それぞれの健診機関においても金額が違うということで今回、見直しをさせていただいたところです。令和 5 年度につきましては、健診センターコスモにつきましては料金の 7 割、その他の健診機関につきましては 6 割を上限に交付をするということで考えております。

次に款の 8、項の 2、目の 1、直営診療施設勘定繰入金でございますが、4,675 万円。4,000 万円の増額でございます。これは歳入のところにもありまして、公立多良木病院企業団会計への繰入ということになっております。システム更新のための費用分が増額でございます。

款の 8、項の 2、目の 2、特別会計繰入金でございます。1,300 万円が新規で上がっております。これも歳入で申し上げましたとおり、槻木診療所における電子カルテシステムの導入のための繰入ということでございます。

末尾に給与明細書を添付しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

日程第 30 「議案第 71 号」 令和 5 年度多良木町国民健康保険特別会計（直進勘定） 予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 30、議案第 71 号、令和 5 年度多良木町国民健康保険特別会計（直進勘定）予算について説明を求めます。

岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） それでは、議案第 71 号につきましてご説明を申し上げます。

令和 5 年度多良木町の国民健康保険特別会計（直進勘定）の予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算といたしまして、第 1 条。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,950 万 7,000 円と定めるものでございます。

これから先は、議案説明資料を用いて説明させていただきます。

今回の主な内容でございますが、公立多良木病院企業団へ委託をしております槻木診療所の運営費に係るものでございまして、公立多良木病院槻木診療所特別会計の予算を参考に編成をさせていただいております。

本年度の予算総額は、前年度と比較いたしまして 1,350 万円の増額でございます。先ほどの事業勘定の中でありまして、1,300 万円がシステムの導入ということでございます。

事項別明細書の主なものを申し上げます。まず歳入でございますが、款の 1、項の 1、目の 1、へき地診療所運営費県補助金で 525 万 8,000 円でございます。12 万 3,000 円の減額となっております。公立多良木病院槻木診療所予算をもとに、県の補助対象基準額の 3 分の 2 を計上をしております。

款の 2、項の 1、繰入金、目の 1、一般会計繰入金では 124 万 7,000 円。62 万 3,000 円の増額となっております。槻木診療所運営に係る費用から県の補助金を差し引いて、不足分を一般会計から繰り入れるものでございます。

款の 2、項の 1、繰入金、目の 2、特別会計繰入金で 1,300 万円でございます。先ほど申

しましたとおり、電子カルテシステムの導入につきまして、新規で今回上げさせていただいている分でございます。

歳出でございます。款の 1、項の 1、目の 1、一般管理費、節の 12、委託料におきましては、650 万円を計上しております。50 万円の増額となっております。槻木診療所予算での繰越金の見込額が減ったため今回、町からの委託料が増額ということでございます。

最後でございますが、款の 1、項の 1、目の 1、一般管理費、節の 27、繰出金でございます。1,300 万円でございます。今回、新規でございますけれども、槻木診療所の電子カルテシステムの導入分ということで繰り出しをする予定でございます。

以上でございます。

日程第 31 「議案第 72 号」 令和 5 年度久米財産区特別会計予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 31、議案第 72 号、令和 5 年度久米財産区特別会計予算について説明を求めます。

水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君） 議案第 72 号についてご説明いたします。

令和 5 年度久米財産区特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算、第 1 条。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,191 万 5,000 円と定めるものでございます。

説明につきましては、議案説明資料の方でお願いしたいと思います。

主な内容といたしましては、久米財産区管理会の運営費、また間伐搬出事業の経費に伴うものでございます。

事項別明細書の主なものといたしまして、歳入になります。款 1、項 2、目 1、不動産売払収入、節 1、その他不動産売払収入 552 万 7,000 円。これにつきましては、間伐搬出事業 7 ヘクタールによる原木等売払収入、前年度比といたしまして 63 万 3,000 円の減額となっておりますけれども、山林の状況及び現在の市況を参考に立米単価を検討しまして、計上させていただきます。

款 2、項 1、目 1、財産区基金繰入金、節 1、基金繰入金 236 万 3,000 円。こちらにつきましては、久米財産区積立基金からの繰入金となっております。

款 2、項 2、目 1、一般会計繰入金、節 1、一般会計繰入金 370 万 1,000 円となっております。久米財産区が事業主体となり間伐等森林整備促進対策事業の補助金申請ができないため、多良木町が代理で申請を行い、補助金を一般会計から久米財産区特別会計へ繰り入れるものでございます。

款 3、項 1、目 1、繰越金、節 1、繰越金 30 万円。こちらにつきましては、前年度繰越金となります。繰越金額が確定していないため、30 万円をまず計上させていただきます。

続きまして、歳出になります。款 1、項 1、目 1、管理会総務費 258 万 7,000 円。久米財産区管理会運営費となります。前年度比 8 万 5,000 円の増額となっております。その中で節 1、報酬 99 万 4,000 円。久米財産区管理会委員の 7 名分の報酬となっております。

節 27、繰出金 122 万 6,000 円。会計年度任用職員 1 名分の雇用費用の半額を一般会計の方に繰り出しを行いたいと思っております。

款 2、項 1、目 1、財産造成管理費 904 万 1,000 円。久米財産区有林の造林事業関係の経費となります。前年度比 51 万 9,000 円の増額となっておりますが、こちらにつきましては、妙見野地区の森林整備、ツル切等の委託事業をする計画となっておりますので、そちらが主な原因となっております。

節 11、役務費 137 万 9,000 円。間伐搬出事業の原木販売に伴う原木市場、多良木町森林組合への販売手数料等で 91 万 9,000 円、森林保険掛金としまして 40.05 ヘクタール分として 46 万円の方を計上しております。

節 12、委託料 733 万 5,000 円。こちら伐出費の方で 90 万 3,000 円。間伐等森林整備促進対策事業、こちらで 565 万 6,000 円。森林監視員委託料といたしまして、2 人分で 26 万 9,000 円。妙見野財産区有林森林整備委託料、ツル切といたしまして 50 万 7,000 円の方を計上させていただいております。

節 18、負担金補助及び交付金 11 万円。こちらの方の主なものとしまして、森林認証管理審査負担金として審査経費を多良木町、久米財産区、多良木町森林組合の管理面積割で支出しております。久米財産区の負担割合といたしまして 11.56%ということで 9 万 5,000 円の支出を計上させていただいております。

続きまして款 2、項 2、目 1、森林研究・整備機構分収造林受託事業費 3 万 7,000 円。こちらにつきましては、令和 5 年度は造林事業の計画がないため、事務費のみの計上をさせていただきます。

款 3、項 1、目 1、積立金 15 万円。久米財産区基金積立金となります。当初では確定できていないため、15 万円で計上させていただいております。

末尾に給与費明細書の方を添付しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。

（午後 3 時 09 分休憩）

（午後 3 時 18 分開議）

日程第 32 「議案第 73 号」 令和 5 年度多良木町上水道事業会計予算

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 32、議案第 73 号、令和 5 年度多良木町上水道事業会計予算について説明を求めます。

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） それでは、議案第 73 号、令和 5 年度多良木町上水道事業会計予算についてご説明いたします。

まず総則としまして、第 1 条。令和 5 年度多良木町上水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

業務の予定量としまして、第 2 条。業務の予定量は、次のとおりとするものでございます。給水戸数 3,457 戸。(2) 年間総給水量 80 万 7,097 立方メートル。(3) 1 日平均給水量 2,212 立方メートルでございます。

次に収益的収入及び支出、第 3 条。収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

第 1 款、水道事業収益 1 億 7,236 万 3,000 円。第 1 項、営業収益 1 億 5,733 万 2,000 円。第 2 項、営業外収益 1,503 万 1,000 円でございます。

次に支出でございます。第 1 款、水道事業費用 1 億 4,343 万 7,000 円。内訳としまして第 1 項、営業費用 1 億 3,231 万 2,000 円。第 2 項、営業外費用 1,112 万 5,000 円を予定しております。

次に、資本的収入及び支出でございます。第 4 条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収入でございます。第 1 款、資本的収入 2,000 円。内訳としまして第 2 項、負担金 2,000

円でございます。

次に支出でございます。第1款、資本的支出8,806万6,000円。内訳としまして第1項、建設改良費4,816万3,000円。第2項、企業債償還金3,990万3,000円でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,806万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金5,686万6,000円、減債積立金処分量3,119万8,000円で補てんするものといたします。

次に一時借入金、第5条。一時借入金の限度額は、1億円と定めるものでございます。

次に、議会の議決を経なければ流用することができない経費としまして、(1)職員給与費1,792万1,000円となっております。最後にたな卸資産購入限度額、第7条としまして、限度額を50万円と定めるものでございます。

これ以降につきましては、議案説明資料にて説明させていただきます。今回の令和5年度多良木町上水道事業会計予算の主なものとしましては、収益的収入及び支出につきましては、収入の部で、料金収入の見込増によりまして、前年よりも増となっております。また支出におきましては、必要経費の減少によりまして、前年比減というところです。

資本的収入及び支出につきましては、支出で松尾加圧ポンプの更新や老朽管の更新、赤木・河原山の計装盤の改修などを予定しております。

次に第2条の中身ですが、予定量が、給水戸数につきましては前年比15戸の減、年間総給水量が前年比6,040立方メートルの減、1日平均給水量も16立方メートル減となっております。

次に第3条でございます。収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益が前年比122万2,000円の増になる見込みとなっております。これは料金収入の増加見込みによるものとなっております。

次に支出でございますが、第1款の水道事業費用に係る経費でございますが、前年比2,002万9,000円の減ということで予定しております。前年よりも備消耗品費や委託料、修繕料、減価償却費、企業債利息などが減少しているものでございます。

次に第4条でございますが、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入の増減はございませんが、支出の方につきましても増減はございませんが、主な事業としましては、量水器の購入や電気計装盤の改修、老朽管更新、加圧ポンプ・取水ポンプの更新、企業債の償還などを予定しております。

次に予算説明書、382ページになりますが、こちらについては主立ったものだけ説明させていただきます。まず第3条、収益的収入及び支出の中で、収入でございます。款1、項1、目1、給水収益、節1、水道料金1億5,695万8,000円を予定しております。こちらにつきましては、この予算説明書につきましては消費税込みで記載をしております。料金収入の増加を見込んでいるため増となっております。

次に款の1、目2、節1、長期前受金戻入で1,364万5,000円でございますが、こちら前年比69万7,000円の減です。長期前受金の減少によるものです。

次に款1、項2、目4、節1、その他雑収益で138万3,000円です。前年比13万5,000円の増でございますが、上水道事業におきましては、下水道料金の徴収事務を受託しておりますので、その受託件数の増加に伴う増となっております。

次に支出です。款1、項1、目1、節1、備消耗品費5万円です。前年比150万円の減ですが、こちらは施設備品の取替完了による減となっております。

次に款1、項1、目1、節5、修繕費56万6,000円で、前年比100万円の減となっておりますが、こちらの浄水場施設の修繕完了による減です。

次に款1、項1、目2、節4、修繕費700万円。こちら100万円の減ですが、修繕箇所の見込数の減によるものです。

次に款 1、項 1、目 2、節 7、動力費 1,474 万 8,000 円でございますが、前年比 220 万 8,000 円の増となっております。こちらは電気料金の値上げに伴う増でございます。

次に款 1、項 1、目 4、節 16、賃借料 194 万 5,000 円で、前年比 91 万 3,000 円でございますが、総合行政システムの使用料の増に伴う増となっております。

次に款 1、項 1、目 4、節 17、修繕費 13 万円で、前年比 179 万 8,000 円の減です。施設修繕の完了による減となっております。

次に款 1、項 1、目 4、節 26、報酬で令和 5 年度はゼロということで、前年比 158 万 4,000 円の減です。会計年度任用職員の減によるものです。

次に款 1、項 1、目 5、節 1、有形固定資産減価償却費 6,851 万円ですが、前年比 1,319 万 9,000 円の減です。こちらは、有形固定資産の減価償却額の減少に伴う減となります。

次に款 1、項 2、目 1、節 1、企業債利息 483 万 8,000 円ですが、前年比 154 万 5,000 円の減です。企業債償還利息の減少に伴う減となります。

次に第 4 条、資本的収入及び支出の部でございますが、支出におきまして、款 1、項 1、目 4、節 1、原水及び配水設備費 700 万円。前年比 600 万円の増となっております。こちらは水道施設の電気計装盤改修に伴いまして、近代化を図るために工事を行うものでございます。

次に款 1、項 1、目 5、節 1、老朽管更新費 3,200 万円。前年比、前年よりも 1,200 万円増となっております。老朽管更新の箇所を増やすために、今回 1,200 万円、前年よりも多く計上しております。

次に款 1、項 1、目 5、節 2、加圧ポンプ更新費 450 万円。前年比 150 万円ですが、耐用年数に伴うポンプの更新がありますので、この部分で更新費の前年よりも 150 万円増としております。

最後に款 1、項 1、目 6、浄水設備更正費につきましては、栖山浄水場のろ過池の更正が全て終了しましたので、廃目としております。

次に予定損益計算書につきましてですが、令和 5 年度より消費税抜きの方で表示をさせていただいております。第 3 条予算の収支計算による当年度の純利益を 2,634 万 4,000 円と見込んでおります。こちらにつきましては必要経費、減価償却費等の減少により、前年よりも増加しているものでございます。

次に予定キャッシュ・フロー計算書、375 ページになりますが、こちらも税抜き表示とさせていただきます。資金期末残高を 2 億 1,154 万 8,000 円を予定しております。当年度純利益の増加や、企業債償還の減少に伴いまして、増加するものと見込んでおります。

次に予定貸借対照表、376 ページになりますが、こちらも税抜きで、資産の部、資産合計が 14 億 1,945 万 8,869 円を見込んでおります。負債の部、負債合計を 4 億 239 万 4,528 円を見込んでおり、資本の部の資本合計を 10 億 1,706 万 4,341 円見込んでいるところでございます。

最後に、末尾に給与費明細書を添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

日程第 33 「議案第 74 号」 令和 5 年度多良木町下水道事業特別会計予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 33、議案第 74 号、令和 5 年度多良木町下水道事業特別会計予算について説明を求めます。

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） それでは、議案第 74 号、令和 5 年度多良木町下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

令和5年度多良木町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算、第1条。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,686万7,000円と定めるものでございます。

次に地方債でございます。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債によるものでございます。

次に一時借入金、第3条。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定めるものでございます。

これ以降につきましては、議案説明資料にて説明させていただきます。

令和5年度の主な内容としましては、汚水処理負担金の増加、地方公営企業法適用関係経費の減少が主なものとなっております。

まず第1表で歳入歳出予算でございますが、令和4年度との比較で624万2,000円の減となっております。主な要因は、汚水処理負担金の増と、地方公営企業法適用支援業務委託の完了に伴う減でございます。

第2表、地方債でございます。起債の目的、下水道事業債。限度額300万円。主な事業としましては、流域下水道整備事業に係る構成町村負担金の多良木町負担分となっております。負担金の財源とするものでございます。

次に、事項別明細書の主なものでございます。歳入です。款1、項1、目1、事業費分担金、節1、現年度分で2万4,000円です。現在、分担金の分割納付者が1件おられまして、年4回分ということで2万4,000円。令和6年度まで分割納付の予定となっております。

次に款2、項1、目1、下水道使用料、節1、現年度分1億1,737万6,000円。前年比67万円の増です。接続件数等の増加による増となっております。

次に款7、項1、目1、下水道債300万円。前年比150万円の減となっております。流域下水道整備事業負担金の減少や地方公営企業法適用支援業務の完了に伴いまして1,500万円の減となっております。

次に歳出です。款2、項1、目1、一般管理費で1,645万5,000円となっております。前年比1,842万7,000円の減です。地方公営企業法適用支援業務委託やシステム導入支援業務委託、下水道台帳管理システム導入委託などの完了によりまして、前年比1,842万円の減となっております。

次に款2、項2、目1、公共下水道維持管理費、節18、負担金補助及び交付金で9,479万4,000円となっております。こちらにつきましては、説明欄記載の汚水処理負担金が、電気料金高騰により前年度比1,248万6,000円負担金が増加するものでございます。こちらにつきましては、流域下水道の処理費用として県の方に支払うものでございます。

最後に給与費明細書、地方債の現在高に関する調書を添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

日程第34 「議案第75号」 令和5年度多良木町介護保険特別会計予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第34、議案第75号、令和5年度多良木町介護保険特別会計予算について説明を求めます。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） それでは、議案第75号、令和5年度多良木町介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

令和5年度多良木町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものでござい

ます。

歳入歳出予算、第1条。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億4,616万9,000円と定める。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用ということです。

内容につきましては、議案説明資料でご説明申し上げます。

主な内容でございますが、第8期介護保険事業計画による給付費の推計値や過去の伸び率及び実績を考慮して編成しております。対前年度比633万1,000円の減でございます。介護保険被保険者数の見込み3,752人、前年度当初比較47人の減でございます。

事業別明細書の主なものでございますが、まずは歳入でございます。款1、項1、目の1、第1号被保険者保険料2億6,738万9,000円。前年度比486万円の減でございます。所得段階毎の対象見込み数の増減等により算出しております。

款の3、項の1、目の1、介護給付費負担金2億5,662万7,000円。前年度比264万6,000円の減。こちらにつきましては、施設費総額の15%、その他のサービス費総額の20%で計上しております。

款の3、項の2、目の1、調整交付金1億2,482万9,000円。前年度比1,188万6,000円の増でございます。前年度の交付率で算定しております。

款の3、項の2、目の2、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）1,009万円。事業費総額の25%を計上しております。

款の3、項の2、目の3、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）1,810万6,000円。総事業費の38.5%を計上しております。

款の3、項の2、目の4、保険者機能強化推進交付金169万1,000円。款の3、項の2、目の5、介護保険保険者努力支援交付金231万6,000円。目4及び目5については、高齢者の自立支援や重度化防止等に関する取り組みの達成状況に交付されるものでございます。

款の4、項の1、目の1、介護給付費交付金3億8,486万4,000円。給付費総額の27%で計上しております。

款の4、項の1、目の2、地域支援事業支援交付金1,089万7,000円。事業費総額の27%で計上しております。

款の5、項の1、目の1、介護給付費負担金2億663万5,000円。施設費総額17.5%、その他のサービス費総額の12.5%で計上しております。

款の5、項の2、目の1、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）504万5,000円。事業費総額の12.5%で計上しております。

款の5、項の2、目の2、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）905万3,000円。事業費総額の19.25%で計上しております。

款の7、項の1、目の1、介護給付費繰入金1億7,817万9,000円。施設費総額12.5%、その他のサービス総額12.5%で計上しております。

款の7、項の1、目の2、その他の一般会計繰入金、節1、事務費繰入金3,061万5,000円。前年度比1,181万8,000円の増でございます。増の要因としましては、球磨郡管内9町村で運営します球磨郡介護保険認定審査会のシステム等の整備に関し、デジタル田園都市国家構想交付金を活用することによるものでございます。補助率は2分の1、残りの2分の1は臨時経済対策費により交付税措置される予定となっております。

款の7、項の1、目の3、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）504万6,000円。事業費総額の12.5%で計上しております。

款の 7、項の 1、目の 4、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）905 万 4,000 円。事業費総額の 19.25%で計上しております。

款の 7、項の 1、目の 5、低所得者保険料軽減繰入金 2,015 万 3,000 円。低所得者の保険料を軽減するための繰入金。国県負担分を一般会計で受け入れて、町負担分と合わせて特別会計へ繰入れするものでございます。負担割合は国 50%、県 25%、町 25%となっております。

款の 7、項の 2、目の 1、介護給付基金繰入金 554 万 8,000 円。財源調整分を繰入れております。

次に歳出でございます。款の 1、項の 1、目の 1、一般管理費 84 万 4,000 円。前年度比 146 万 8,000 円の減でございます。減の要因でございますが、令和 5 年度から総務課電算係でシステム保守一括管理のため、電算システム保守委託料未計上によるものでございます。

款の 1、項の 3、目の 1、認定調査等費 2,884 万 8,000 円。前年度比 1,335 万 8,000 円の増でございます。増の要因でございますが、節の 18、負担金補助及び交付金、球磨郡介護認定審査会負担金の増によるものでございます。介護認定審査会のシステム等の整備に関する費用について、介護認定審査会への負担金に加算して支出するものでございます。整備費 6,987 万 1,000 円のうち、多良木町の負担分としまして 1,370 万 2,000 円となっております。

款の 2、項の 1、目の 1、介護サービス等諸費から款の 2、項の 6、目の 1、特定入所者介護サービス等費、総額 14 億 2,542 万 5,000 円。前年度比 1,626 万 8,000 円の減でございます。給付の推移や事業計画での見込値等を勘案して各予算を計上しております。

款の 3、項の 1、介護予防・生活支援サービス事業費 3,096 万 1,000 円。前年度比 45 万 1,000 円の増。前年度実績等を勘案して予算計上しております。

款の 3、項の 2、目の 1、一般介護予防事業費 929 万 2,000 円。前年度比 217 万 3,000 円の減。減の要因としまして、フレイル予防対策事業システム関係導入費用の減でございます。

款の 3、項の 3、目の 1、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、節 12、委託料 1,256 万 2,000 円。こちらは上球磨地域包括支援センターの運営委託料、基本事業分を計上しております。

款の 3、項の 3、目の 3、在宅医療・介護連携推進事業費、節 12、委託料 410 万 8,000 円。こちらも上球磨地域包括支援センターへ委託しております。こちらは重点事業、医療介護連携分を計上しております。

款の 3、項の 3、目の 5、認知症総合支援事業費、節 12、委託料 901 万円。こちらも上球磨地域包括支援センターへ委託しております。こちらは重点事業、認知症施策推進事業分を計上しております。

款の 3、項の 3、目の 6、地域ケア会議推進事業費、節の 12、委託料 68 万 1,000 円。上球磨地域包括支援センターへ委託しております。重点事業の地域ケア会議推進事業分でございます。

款の 5、項の 2、目の 1、一般会計繰出金 242 万円。介護給付費適正化事業を一般会計予算で実施するために、保険者機能強化推進交付金の一部を繰出しております。

末尾に給与費明細書を添付しております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

日程第 35 「議案第 76 号」 令和 5 年度多良木町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 35、議案第 76 号、令和 5 年度多良木町後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。

岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） それでは、議案第 76 号につきましてご説明申し上げます。

令和 5 年度多良木町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算といたしまして、第 1 条。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 8,499 万円と定めるものでございます。

議案説明資料をお開きください。主な内容でございますけども、令和 5 年度熊本県後期高齢者医療広域連合当初予算に基づいて編成をしております。多良木町における本年度の予算総額は、前年度と比較いたしまして 679 万 6,000 円の増額となっております。

被保険者数でございますけども、令和 5 年度は 2,184 名を見込んでおりまして、前年度より 39 名の増となっております。

次に事項別明細書の主なものを申し上げます。まず歳入でございますが、款の 1、項の 1、目の 1、特別徴収保険料が 7,699 万 3,000 円でございますして、前年度より 235 万円の増額となっております。

次に目の 2、普通徴収保険料でございますが、3,653 万 2,000 円でございますして、285 万 3,000 円の増となっております。いずれも後期高齢者広域連合で示されました多良木町の保険料負担額を計上したものでございます。

次に款の 3、項の 1、目の 2、保険基盤安定繰入金といたしまして 5,779 万 6,000 円を計上しております。昨年よりも 79 万 9,000 円の増となっております。保険料軽減分の繰入金でございますして、こちらにつきましても広域連合から示された額を計上したものでございます。

款の 5、項の 4、目の 1、後期高齢者医療連合受託事業収入でございます。1,052 万 7,000 円を計上しております。175 万 8,000 円の増となっております。後期高齢者広域連合から健診事業を受託したことによる収入でございます。被保険者の健診受診向上が見られるため、増というふうになっております。

次に歳出でございます。款の 1、項の 1、目の 1、一般管理費でございますが、112 万 9,000 円を計上しております。前年度より 85 万 4,000 円の減でございます。保険証発送経費及び委託料の減ということでございます。昨年度は保険証を 2 回発送したこともございますので、その分が減額となっております。

次に款の 2、項の 1、目の 1、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。1 億 7,132 万 2,000 円を計上しておりますして、前年度より 600 万 2,000 円の増となっております。こちらにつきましても広域連合で示された金額を計上したものでございます。

款の 3、項の 1、目の 1、健康診査費 1,136 万 9,000 円でございますして、前年度より 164 万 8,000 円の増となっております。こちらも広域連合の方で示された金額を計上したものでございます。ちなみに後期高齢被保険者の健診の受診者につきましては、令和 3 年度が 579 人、受診率が 30.33%でございました。令和 5 年度につきましては 951 人、受診率 43.54%を見込んでいるところでございます。

最後に、末尾に給与費明細書を添付しておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。以上で説明を終わります。

○議長（高橋裕子さん） 以上で、日程第 6、議案第 47 号から日程第 35、議案第 76 号までの説明が終わりました。

以上の議案については、3 月 14 日に審議・採決を行います。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

（午後 3 時 53 分散会）